

2 核管六第 033 号
令和 2 年 9 月 28 日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区東上野 1 丁目 28 番 9 号
公益財団法人 核物質管理センター
理 事 長 下 村 和

公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター
核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 条第 1 項の規定に基づき、公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定の変更認可を別紙のとおり申請いたします。

六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

1. 変更の理由

(1) 「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）」の一部の施行により、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年 法律第 166 号）」及び関連規則が一部改正又は制定されたこと（以下、「法令改正」という。）に伴う変更

1) 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年 原子力規制委員会規則第 2 号）」（以下、「品質管理基準規則」という。）の制定に伴い、品質マネジメントシステムの明確化等を図るための変更

2) 原子力事業者等に対する検査制度の見直しに伴い、使用等施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下、「施設管理」という。）の明確化等を図るための変更

3) 「核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年 総理府令第 84 号）」（以下、「使用規則」という。）の改正内容との整合を図るための変更

(2) 管理区域の汚染管理区分及び汚染検査等の変更

管理区域を汚染のおそれのない区域と汚染のおそれのある区域に区分するための変更及び区分を変更したことに伴う汚染検査等の変更

(3) 所要の見直し

2. 変更の内容（詳細は別添-1 のとおり）

(1) 法令改正に伴う変更

1) 品質管理基準規則の制定に伴う変更

① 新たに第 2 章（品質マネジメントシステム）、第 4 条（品質マネジメントシステム）を追加し、第 4 条に使用施設等の保安活動に適用する品質マネジメントシステムに関することを明記した。また、当該品質マネジメントシステムの明確化に伴い、現行の第 11 章（品質保証）とその関連条文（第 57 条か

ら第 66 条) を削るとともに、第 4 条以降の条番号を繰り下げた。

- ② 現行の第 4 条 (保安に関する組織) の「品質保証活動」を「品質マネジメント活動」に変更するとともに、これ以降に記載する他の条文の記載も同様に変更した。また、現行の別図第 1 (保安に関する組織) と別図第 1-1 (品質保証活動に関する組織) を統合し、別図第 1 (保安活動及び品質マネジメント活動に関する組織) とした。
- ③ 品質管理基準規則と整合を図り、現行の第 4 条 (保安に関する組織) 第 1 項第 3 号の「品質保証責任者」を「品質マネジメントシステム管理責任者」に変更するとともに、別図第 1 の記載も同様に変更した。
- ④ 新たに第 6 条 (職務) 第 1 項第 3 号として、品質マネジメントシステム管理責任者の職務を明確にするため、「品質マネジメントシステム管理責任者は、理事長の命を受けて、六ヶ所保障措置センターの品質マネジメントシステムを管理する。」を追加した。また、現行の第 3 号及び第 4 号は、品質保証責任者に係る事項であることから削るとともに、これ以降の号番号を繰り上げた。
- ⑤ 現行の第 9 条 (安全委員会) 第 2 項第 7 号の「品質保証計画及び品質保証活動に係る重要な事項」を「品質マネジメント活動に係る重要な事項」に変更した。
- ⑥ 新たに第 13 章 (情報の共有と公開)、第 61 条 (不適合の公開) として、不適合の公開に係る事項を明確にするため、「品質マネジメントシステム管理責任者は、保安活動による不適合の内容が公開基準に該当する場合、使用施設等の保安の向上を図る観点から不適合の内容をホームページにて公開する。」を追加した。

2) 施設管理の明確化に係る変更

- ① 現行の第 9 条 (安全委員会) 第 2 項第 6 号の「施設、設備の修理又は改造に係る重要な事項」を「使用施設等の保全を行うための設計、工事、巡視、点検、検査その他の必要な施設の管理 (以下、「施設管理」という。) に係る重要な事項」に変更した。
- ② 新たに第 17 条 (設備の操作等に係る下部規定) 第 1 項第 4 号として、施設管理に係る下部規定を作成することを明確にするため、「施設管理に関すること」を追加した。これに伴い、現行の第 1 項第 4 号は第 5 号に繰り上げた。

- ③ 第 37 条（放射線測定機器の管理）及び現行の別表第 14 に係る記載を以下のとおり変更した。
- ・ 表題、文中及び表中の「放射線測定機器」を使用許可との整合を図り、「放射線管理設備」に変更した。
 - ・ 第 2 項の「定期的な検査」を第 38 条に定める施設管理実施計画に基づく点検であることを明確にするため、「第 38 条に定める施設管理実施計画に基づき定期的な点検」に変更した。また、この項に記載する「検査」を「点検」に変更した。
 - ・ 第 3 項の異常を認めた場合と第 5 項の故障等した場合の措置は同様であることから、これらの項の記載を第 3 項に統合した。
 - ・ 第 4 項の報告に係る事項は、第 40 条の 2（施設管理の評価及び改善）にて実施することにしたため、本項を削った。
 - ・ 現行の別表第 14 に記載する点検項目は、放射線測定設備の定期的な点検は別表第 15 の 3（定期的な点検）に表すこととしたため、点検項目を削った。
- ④ 現行の第 7 章（保守管理）を第 8 章（施設管理）に繰り下げて見出しを変更した。新たに第 38 条（施設管理）を追加し、施設管理のプロセスを明確にするため、施設管理方針、施設管理目標の策定及び施設管理目標を達成するための施設管理実施計画の作成、並びに施設管理実施計画に基づき施設管理を実施することを明記した。
- ⑤ 現行の第 38 条（施設の巡視点検）を第 38 条の 2 に繰り下げた。また、第 1 項の記載では、巡視点検の頻度及び第 38 条（施設管理）の施設管理実施計画にて巡視点検を実施することを明確にするため、「分析課長は、核燃料物質等の使用前及び使用後に第 38 条に定める施設管理実施計画に基づき別表第 15 の 2 に掲げる巡視点検を行う。」に変更した。
- ⑥ 現行の第 38 条の 2（周辺監視区域の柵及び標識の点検）を第 38 条の 3 に繰り下げた。また、第 1 項の記載では、第 38 条（施設管理）の施設管理実施計画を基に周辺監視区域の柵と標識の点検業務を実施することを明確にするため、「第 38 条に定める施設管理実施計画に基づき」を追加するとともに、他の条文と整合を図り、「定期的に点検」を「定期的な点検」に変更した。
- ⑦ 現行の第 39 条（施設定期自主検査）を第 38 条の 4（定期的な点検）に繰り上げるとともに、本文中及び現行の別表第 16 の記載を以下のとおりに変更

した。

- ・ 検査と点検の用語の使い分けを明確にするため、第 1 項の「施設定期自主検査」を「定期的な点検」に変更するとともに、定期的な点検は第 38 条（施設管理）の施設管理実施計画にて実施することを明記した。
- ・ 上記と同様の理由から、第 2 項及び第 4 項の「検査」を「点検」に変更した。
- ・ 第 4 項に記載する他の条文を引用する条番号及び項番号を変更したため、整合を図った。
- ・ 本文との整合を図り、現行の別表第 16（施設定期自主検査）を別表第 15 の 3（定期的な点検）に繰り上げるとともに表題を変更した。
- ・ 現行の第 37 条（放射線測定機器の管理）の定期的な検査の対象であった「エアスニファ」、「放射能測定装置」、「サーベイメータ」を現行の別表第 16 中の放射線測定設備に追加するとともに、警報試験の対象から除くことを明記した。

⑧ 現行の第 40 条（修理及び改造）を第 39 条（修理等の計画）に繰り上げて見出しを変更するとともに、本文中の記載を以下のとおり変更した。

- ・ 第 1 項の「修理及び改造」を設備等の新設、更新時も計画を作成することを明確にするため、「修理、改造及びに新設並びに更新（以下、「修理等」という。）」に変更した。
- ・ 施設管理のトップマネジメントを所長が実施することにしたため、第 1 項の計画の承認に係る記載である「核燃料取扱主務者の同意及び部長（管理課長又は安全管理課長にあっては所長）の承認を得る。」を「部長（管理課長又は安全管理課長は除く。）の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。」に変更した。
- ・ 第 2 項の計画の作成時の確認事項を明確にするため、「及び使用前検査の必要の有無」を追加した。
- ・ 新たに第 3 項として、使用前検査の実施者を明確にするため、使用前検査が必要と判断した場合、検査責任者及び検査員を指名して使用前検査を実施させることを明記した。
- ・ 新たに第 4 項として、使用前検査を実施するにあたり検査要領書を作成すること及び検査の方法を明記した。
- ・ 新たに第 5 項として、各課長が第 4 項の検査要領書の作成に必要な協力することを明確にするため、「各課長は、検査責任者の求めに応じ、第

4 項の検査要領書の作成に必要な情報を提供する。」を追加した。

・ 現行の第 3 項を第 6 項とし、記載の適正化を図った。

- ⑨ 新たに第 40 条（自主検査）として、施設管理が適切に実施されていることを確認するための自主検査方法を明確にするため、所長が指名する検査責任者及び検査員に自主検査を実施させることを明記した。また自主検査を実施するにあたり、自主検査計画及び自主検査要領書を作成することを明記した。
- ⑩ 新たに第 40 条の 2（施設管理の評価及び改善）として、施設管理に係る評価と改善方法を明確にするため、施設管理実施計画、施設管理目標及び施設管理方針の評価を行い、必要に応じてその結果を施設管理方針に反映することを明記した。
- ⑪ 新たに第 60 条（情報の共有）として、第 60 条に他の使用者への情報共有を明確にするため、「各課長は、第 8 章の施設管理により保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報に関して、必要に応じて事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者と共有するための措置を講じる。」を追加した。

3) その他使用規則の改正に伴う変更

- ① 別表第 1（職員等に対する保安教育の実施方針）及び別表第 2（協力会社等の職員に対する保安教育の実施方針）の教育項目及び教育内容を使用規則の改正内容と整合を図った。
- ② 別表第 21（保安に関する記録）に記載内容を使用規則の改正内容と整合を図った。

(2) 管理区域の汚染管理区分の変更及び汚染検査等の変更

- ① 管理区域の出入口から第 3 サブチェンジングルーム（更衣室）までの区域を汚染のおそれのない区域として運用することを明確にするため、第 25 条（管理区域）第 1 項の「管理区域は別図第 2-1～第 2-3 に掲げる区域とする。」を「管理区域は別図第 2-1～第 2-3 に掲げる区域とし、別表第 9 に掲げる区域基準により、汚染のおそれのある区域及び汚染のおそれのない区域に区分する。」に変更するとともに、新たに別表第 9 として、管理区域の区分基準を追加し、別表第 9 以降の表番号を繰り下げた。また、別図第 2-1～第 2-3 の管理区域の図面にて汚染のおそれのある区域及び汚染のおそれのない区域を明確した。

- ② 管理区域からの退出時における汚染検査方法を明確にするため、第 30 条（管理区域の出入管理）第 2 項第 4 号の「管理区域外へ退出するときは、身体及び身体に着用している物の汚染検査を行う。」を「管理区域の内、汚染のおそれのある区域から汚染のおそれのない区域へ退出するとき或いは汚染のおそれのある区域から管理区域外へ退出するときは、身体及び身体に着用している物の汚染検査を行う。」に変更した。
- ③ 管理区域外への物品の搬出条件を明確にするため、第 31 条（管理区域外への物品の搬出）の「管理区域から管理区域外へ物品を搬出する場合」を「管理区域の内、汚染のおそれのある区域から汚染のおそれのない区域へ物品を搬出する場合或いは汚染のおそれのある区域から管理区域外へ物品を搬出する場合」に変更した。

(3) 所要の見直し

- ① 第 1 条（目的）第 3 項の「保安に関する業務（以下「保安業務」という。）は品質マネジメント活動の基」を他の条文との整合を図り、「保安に関する業務（以下「保安活動」という。）は品質マネジメント活動の基」に変更するとともに、これ以降に記載する他の条文の「保安業務」を「保安活動」に変更した。また、新たに第 4 項として、ALARA の精神を明確にするため、「この規定に基づく保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばく及び作業による作業員の被ばくを合理的に達成できる限り低くなるように実施する。」を追加した。
- ② 第 3 条（規定の遵守）を（規定及び関係法令の遵守）に変更した。また、関係法令の遵守を明確にするため、本文中の「この規定」を「この規定及び関係法令」に変更した。さらに、新たに第 2 項として、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動への原子力事業者（理事長）の関与を明確にするため、「理事長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施させる。」を追加するとともに、現行の第 2 項の「前項」を「第 2 項」に変更した。
- ③ 現行の第 7 条（核燃料取扱主務者の職務）第 1 項第 4 号の「所管官庁が法に基づいて実施する検査に立会うこと」は、検査制度の見直しに伴い実施しないことから削った。
- ④ 現行の第 11 条（職員等への保安教育）、第 15 条（核燃料物質の使用計画及び報告）、第 16 条（設備の操作等に係る下部規定）に記載する「安全委員会

の審議」は、保安に影響を与えない場合でも審議すると誤解を招くおそれがあることから「必要に応じて」を追加する。

- ⑤ 使用規則の記載と整合を図り、現行の第4章の見出し「保安上特に管理を必要とする設備の操作」を「使用施設等の操作」に変更した。
- ⑥ 使用規則の記載と整合を図り、現行の第14条の見出し（要員の配置）を第15条（人員の確保）に変更するとともに、第1項の「配置」を「確保」に変更した。また、現行の第20条（使用設備の操作）のグローブボックス等作業従事者の指定に係る記載は、人員の確保に該当するため、第15条の第2項と第3項へ移動した。さらに、放射線管理員の指定に係る事項を第4項及び第5項として、新たに追加した。
- ⑦ 新たに第17条第3項として、使用施設等の操作に係る作業手順の作成及び改廃を明確にするため、「各課長は、第1項の下部規定を効果的かつ円滑に運用するため、必要に応じて作業手順書或いはその他保安に関する文書の作成及び改廃を行う。」を追加した。
- ⑧ 第23条（特殊な作業の管理）は、第32条（作業に伴う放射線管理）と重複する記載であることから削除した。
- ⑨ 現行の第24条（異常時の措置）第1項の記載は、使用施設に限定した異常時の発生時のみを対象とし、分析課長へ通報することとしていたが、保障措置分析所の異常（おそれがある場合を含む）を対象とし、異常事象の内容に応じて分析課長以外の職位にも通報できるようにするため、「保障措置分析所に異常（おそれがある場合を含む）を発見した者は、直ちに別途定める通報系統に従い通報する。」に変更する。また、これに合わせて第3項の分析課長が実施する他の職位の通報を削除する。
- ⑩ 第24条（異常時の措置）第2項に火災及び地震発生時の措置を明確にするため、「なお、当該事象が火災或いは、六ヶ所村震度4以上の地震の場合には、各課長と連携して、鎮火後又は地震後、使用施設・設備の損傷の有無を確認する。」を追加した。また、第3項として、安全管理課長の異常事象時の対応を明確にするため、「安全管理課長は、放射線状況の把握に努め、分析課が行う異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置に協力する。」を追加した。
- ⑪ 第26条（立入制限区域に係る措置）第1項に立入制限区域の基準値を明確にするため、「別に定める線量率等の基準」を「別表第9の2に掲げる線量率等の基準」に変更した。また、別表第9の2として、立入制限区域の基準

を追加した。

- ⑫ 第 28 条（周辺監視区域）第 3 項の周辺監視区域であることを示す標識は、立入制限の措置であることを明確にするため、「標識を設ける。」を「標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。」に変更した。
- ⑬ 第 30 条（管理区域の出入管理）第 1 項の「分析課長」をセンターの職務規定との整合を図るため、「安全管理課長」に変更した。
- ⑭ 第 48 条（非常時の措置）第 1 項の記載を使用施設の保全のための活動の計画の明確化にするため、「所長は、六ヶ所保障措置センターの通常組織では対応できない非常時に備え、災害救助又は被害の拡大防止並びに使用施設等の機能を維持するための活動を行うための次に掲げる内容の計画をあらかじめ策定する。」に変更した。また、新たに第 1 項第 1 号から第 5 号として、計画に定めるべき事項を明確にするため、火災が発生した場合の措置及び体制等を追加した。
- ⑮ 第 49 条（非常時要員の確保）第 1 項の「あらかじめ定めておく。」を見出しとの整合を図るため、「確保する。」に変更した。
- ⑯ 第 50 条（非常時対応資機材の整備）の記載する非常時対応資機材の整備は、第 48 条の計画に基づき実施することを明確にするため、「第 48 条の計画に基づき、」を追加した。
- ⑰ 非常事態における活動は第 48 条の計画に基づくものであること及び活動内容に避難誘導及び使用施設等の保全が含まれること並びに原子力災害対策措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず原子力事業者防災業務計画によるものであることを明確にするため、第 54 条（非常事態における活動）第 1 項の記載を「非常時対策組織は、第 48 条の計画に従い、避難指示、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止に係る防護活動並びに使用施設等の機能の保全を行う。なお、原子力災害対策措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず原子力事業者防災業務計画による。」に変更した。また、非常事態における活動は防護活動のみではないことから、第 2 項の「防護活動」を「活動」に変更した。
- ⑱ 現行の第 68 条（報告）の「放射線管理報告書」を、使用規則との整合を図るため、「放射線管理等報告書」に変更した。
- ⑲ 現行の第 69 条（事故報告）第 1 項の理事長への報告は、法令報告事象に準じる事象も対象であることを明確にするため、「又はそれに準じる重大な事

象が発生した」を追加した。

- ⑳ 附則に「この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。」を追加した。

以 上

六ヶ所保障措置センター核燃料物質核物質使用施設保安規定 新旧対照表

旧	新	備考
<p data-bbox="379 758 1101 793">六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定</p> <p data-bbox="632 1566 848 1602">平成30年7月</p> <p data-bbox="516 1656 964 1692">公益財団法人核物質管理センター</p>	<p data-bbox="1546 758 2267 793">六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定</p> <p data-bbox="1783 1566 2030 1602">令和 年 月</p> <p data-bbox="1679 1656 2128 1692">公益財団法人核物質管理センター</p>	

旧	新	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 保安管理組織（<u>第4条—第9条</u>）</p> <p>第3章 保安教育（<u>第10条—第13条</u>）</p> <p>第4章 保安上特に管理を必要とする設備の操作（<u>第14条—第24条</u>）</p> <p>第5章 放射線管理（第25条—第33条）</p> <p>第6章 放射線測定（第35条—第37条）</p> <p>第7章 <u>保守管理</u>（第38条—<u>第40条</u>）</p> <p>第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬（第41条—第44条）</p> <p>第9章 放射性廃棄物の管理（第45条—第47条）</p> <p>第10章 非常時の措置（<u>第48条—第56条</u>）</p> <p>第11章 <u>品質保証</u>（<u>第57条—第66条</u>）</p> <p>第12章 記録及び報告（<u>第67条—第69条</u>）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 <u>品質マネジメントシステム</u>（<u>第4条</u>）</p> <p>第3章 保安管理組織（<u>第5条—第10条</u>）</p> <p>第4章 保安教育（<u>第11条—第14条</u>）</p> <p>第5章 保安上特に管理を必要とする設備の操作（<u>第15条—第24条</u>）</p> <p>第6章 放射線管理（第25条—第33条）</p> <p>第7章 放射線測定（第35条—第37条）</p> <p>第8章 <u>施設管理</u>（第38条—<u>第40条の2</u>）</p> <p>第9章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬（第41条—第44条）</p> <p>第10章 放射性廃棄物の管理（第45条—第47条）</p> <p>第11章 非常時の措置（第48条—第56条）</p> <p>第12章 記録及び報告（<u>第57条—第59条</u>）</p> <p>第13章 <u>情報の共有と公開</u>（<u>第60条—第61条</u>）</p> <p>附則</p>	<p>・目次の見直し</p>

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第57条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、核燃料物質の使用施設等における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の使用、廃棄及び保管(以下「取扱い」という。)並びに運搬(以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質等による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>3 前項の目的を達成するため、保安に関する業務(以下「<u>保安業務</u>」という。)は <u>品質保証の考え方</u>の下に適切に実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第57条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、核燃料物質の使用施設等における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の使用、廃棄及び保管(以下「取扱い」という。)並びに運搬(以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。)に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質等による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>3 前項の目的を達成するため、保安に関する業務(以下「<u>保安活動</u>」という。)は <u>品質マネジメント活動の基</u>に適切に実施する。</p> <p><u>4 この規定に基づく保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばく及び作業による作業員の被ばくを合理的に達成できる限り低くなるように実施する。</u></p>	<p>・所要の見直し① (記載の適正化及びALARAの精神の明確化)</p>
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規定は、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)の再処理施設内にある分析建屋の一角に設置された六ヶ所保障措置分析所(以下「保障措置分析所」という。)及び日本原燃と共用する分析建屋、ユーティリティー設備、分析建屋換気設備(以下「共用設備」という。)の保安に係る運用に適用する。</p>	<p>(変更なし)</p>	
<p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 公益財団法人核物質管理センターの役員、職員、参事及び契約職員は、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその<u>品質保証活動</u>を行う場合は<u>この規定</u>を遵守する。</p> <p><u>2</u> 六ヶ所保障措置センター所長(以下「所長」という。)は、保障措置分析所を共同利用する国際原子力機関との取り決めにより、その職員に<u>この規定</u>を遵守させなければならない。なお、この規定において<u>前項</u>及び本項の者を「職員等」という。</p> <p><u>3</u> 所長は、設備の一部を共用する日本原燃との取り決めにより、保障措置分析所及び共用設備における<u>保安業務</u>を行う同社職員及び同社の請負事業者職員に<u>この規定</u>を遵守させなければならない。</p> <p><u>4</u> 所長は、<u>前三項</u>以外の者に保障措置分析所において業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。なお、<u>この規定</u>において前項及び本項の者を「協力会社員等」という。</p>	<p>(関係法令及び規定の遵守)</p> <p>第3条 公益財団法人核物質管理センターの役員、職員、参事及び契約職員は、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその<u>品質マネジメント活動</u>を行う場合は<u>関係法令及びこの規定</u>を遵守する。</p> <p><u>2 理事長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施させる。</u></p> <p><u>3</u> 六ヶ所保障措置センター所長(以下「所長」という。)は、保障措置分析所を共同利用する国際原子力機関との取り決めにより、その職員に<u>関係法令及びこの規定</u>を遵守させなければならない。なお、この規定において<u>第1項</u>及び本項の者を「職員等」という。</p> <p><u>4</u> 所長は、設備の一部を共用する日本原燃との取り決めにより、保障措置分析所及び共用設備における<u>保安活動</u>を行う同社職員及び同社の請負事業者職員に<u>関係法令及びこの規定</u>を遵守させなければならない。</p> <p><u>5</u> 所長は、<u>前項</u>以外の者に保障措置分析所において業務を行わせる場合は、契約等により<u>関係法令及びこの規定</u>を遵守させなければならない。なお、この規定において前項及び本項の者を「協力会社員等」という。</p>	<p>・所要の見直し② (原子力事業者の関与の明確化及び関係法令の遵守の明確化並びに記載の適正化)</p>

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">第11章 品質保証</p> <p>(追加)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第4条 保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、以下のとおりに品質マネジメントシステムを構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・章番号の変更 ・品管規則の制定に伴う変更①(品質マネジメントシステムの明確化) ※第4条の詳細を別添-2に示す。
<p>(品質保証活動の定義)</p> <p>第57条 品質保証活動とは、核燃料物質等の使用等に係る災害を防止することを目的として、保安業務を品質保証の考え方の下に適切に実施するための活動をいう。</p>	<p>(削る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品管規則の制定に伴う変更①(品質マネジメントシステムの明確化に伴い条文を削る。)
<p>(品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施)</p> <p>第58条 所長は、前条の品質保証活動を実施するため、トップマネジメントとして、次の各号に掲げる事項を定めた品質保証計画を策定する。</p> <p>(1) 品質保証計画の目的に関すること</p> <p>(2) 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること</p> <p>(3) 品質保証活動の実施に関すること</p> <p>(4) 品質保証活動の評価に関すること</p> <p>(5) 品質保証活動の継続的な改善に関すること</p> <p>(6) 品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること</p> <p>(7) 検査及び試験に関すること、並びにそのために必要な監視機器及び測定機器に関すること</p> <p>2 所長は、第5条第1項第4号から第8号に掲げる者に対し、品質保証計画に基づく品質保証活動を実施させる。</p> <p>3 所長は、第5条第1項第3号の品質保証責任者を選任するときは、品質保証活動に関し必要な教育を行う。</p> <p>4 所長は、内部監査責任者及び内部監査員を指名する。</p>	<p>(削る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同上

旧	新	備考
<p>(保安上の業務の計画、実施、評価及び改善)</p> <p>第59条 部長及び各課長は、所掌する保安業務について、計画又は管理の方法を必要に応じて策定する。</p> <p>2 部長及び各課長は、前項に基づき所掌する保安業務を実施する。</p> <p>3 部長及び各課長は、前項に基づき所掌する保安業務を定期的に評価し、必要に応じて改善を実施する。</p> <p>4 部長及び各課長は、第2項及び前項の結果、不適合が発見された場合は、その不適合に関し必要な処置を行う。</p>	(削る)	<p>・品管規則の制定に伴う変更①(品質マネジメントシステムの明確化に伴い条文を削る。)</p>
<p>(検査及び試験)</p> <p>第60条 部長又は各課長は、品質保証計画に基づき、検査並びに試験及びこれらに用いる監視機器並びに測定機器の管理方法を定める。</p> <p>2 各課長は、前項に基づき検査、試験、監視機器及び測定機器の管理を行う。</p>	(削る)	<p>・同上</p>
<p>(内部監査)</p> <p>第61条 所長は、品質保証活動が適切に実施されていることを確認するため、内部監査組織を置き、品質保証責任者に年1回以上の内部監査を実施させる。</p> <p>2 品質保証責任者は、前項の内部監査に関する計画を作成し、所長の承認を得る。</p> <p>3 内部監査責任者は、前項の計画に基づいて内部監査を実施し、その結果を品質保証責任者に報告する。</p> <p>4 品質保証責任者は、内部監査の結果を取りまとめ、それを所長に報告する。</p>	(削る)	<p>・同上</p>
<p>(不適合の管理)</p> <p>第62条 部長及び各課長は、保安業務において発生した不適合について適切な管理を行うとともに、その状況について品質保証責任者に報告する。</p> <p>2 部長及び各課長は、前項の不適合に関し必要な場合は、是正処置へ展開する。また、品質保証責任者は、前項の報告を受け必要と判断した場合は、是正処置への展開を指示する。</p> <p>3 前項の是正処置を行った部長又は各課長は、その結果について品質保証責任者に報告する。</p>	(削る)	<p>・同上</p>

旧	新	備考
<p>(予防処置)</p> <p><u>第63条</u> 部長及び各課長は、保安業務において発生するおそれのある不適合に関し必要な場合は、予防処置を実施する。また、品質保証責任者は、必要と判断した場合は、部長又は各課長に予防処置の実施を指示する。</p> <p>2 前項の予防処置を行った部長又は各課長は、その結果について品質保証責任者に報告する。</p> <p>3 部長及び各課長は、第1項の予防処置において、保安業務の実施によって得られた知見及び他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、使用施設等の保安の向上に活用する。</p>	<p>(削る)</p>	<p>・品管規則の制定に伴う変更①（品質マネジメントシステムの明確化に伴い条文を削る。）</p>
<p>(品質保証計画の継続的改善)</p> <p><u>第64条</u> 所長は、品質保証計画の実効性を継続的に改善するため、毎年1回以上マネジメントレビューを実施する。</p>	<p>(削る)</p>	<p>・同上</p>
<p>(品質保証に関する教育)</p> <p><u>第65条</u> 品質保証責任者は、内部監査責任者及び内部監査員に対し、その任務の遂行に必要な教育を実施する。</p>	<p>(削る)</p>	<p>・同上</p>
<p>(文書及び記録の管理)</p> <p><u>第66条</u> 品質保証責任者は、品質保証計画に保安業務及びその品質保証活動のために必要な文書及び記録の管理の方法を定める。</p> <p>2 品質保証責任者、部長及び各課長は、前項に基づいて文書及び記録の管理を行う。</p>	<p>(削る)</p>	<p>・同上</p>
<p style="text-align: center;">第2章 保安管理組織</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p><u>第4条</u> 保障措置分析所の保安業務及びその品質保証活動に関する組織は、次の各号に掲げる職位、委員会で構成し、その組織図は、<u>それぞれ別図第1及び別図第1—1</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長</p> <p>(2) 所長</p> <p>(3) 品質保証責任者</p> <p>(4) 核燃料取扱主務者</p> <p>(5) 六ヶ所検査部長（以下、「部長」という。）</p> <p>(6) 分析課長</p> <p>(7) 安全管理課長</p> <p>(8) 管理課長</p> <p>(9) 安全委員会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理組織</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p><u>第5条</u> 保障措置分析所の保安活動及びその品質マネジメント活動に関する組織は、次の各号に掲げる職位、委員会で構成し、その組織図は、<u>別図第1</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長</p> <p>(2) 所長</p> <p>(3) 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(4) 核燃料取扱主務者</p> <p>(5) 六ヶ所検査部長（以下、「部長」という。）</p> <p>(6) 分析課長</p> <p>(7) 安全管理課長</p> <p>(8) 管理課長</p> <p>(9) 安全委員会</p>	<p>・章番号の変更</p> <p>・品管規則の制定に伴う変更②、③（記載の適正化及び別図の統合）</p>

旧	新	備考
<p>(職 務)</p> <p>第5条 前条の組織に定める各職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、核燃料物質等の使用等に係る<u>保安業務及び品質保証活動</u>を総理する。</p> <p>(2) 所長は、六ヶ所保障措置センターにおける<u>保安業務及び品質保証活動</u>を総括する。</p> <p>(3) 所長は、<u>品質保証活動を実施するために品質保証に係る業務を統括する者として、品質保証責任者を選任する。</u></p> <p>(4) <u>品質保証責任者は、所長が行う品質保証に係る業務を補佐するとともに、次号以降に掲げる者が行う品質保証活動を統括する。</u></p> <p>(5) 部長は、分析課長を指揮し、分析課長が所管する<u>保安業務</u>を統括するとともに、これらに係る<u>品質保証活動</u>を行う。</p> <p>(6) 分析課長は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）を用いた核燃料物質等の使用等及び共用設備の管理に係る<u>保安業務</u>を行うとともに、これらに係る<u>品質保証活動</u>を行う。</p> <p>(7) 安全管理課長は、放射線管理、保安教育・訓練及び放射線管理設備に係る<u>保安業務</u>を行うとともに、これらに係る<u>品質保証活動</u>を行う。</p> <p>(8) 管理課長は、外部機関への通報連絡、通信連絡設備に係る<u>保安業務</u>及び他の課長が所管しない<u>保安業務</u>を行うとともに、これらに係る<u>品質保証活動</u>を行う。</p>	<p>(職 務)</p> <p>第6条 前条の組織に定める各職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、核燃料物質等の使用等に係る<u>保安活動及び品質マネジメント活動</u>を総理する。</p> <p>(2) 所長は、六ヶ所保障措置センターにおける<u>保安活動及び品質マネジメント活動</u>を総括する。</p> <p>(3) <u>品質マネジメントシステム管理責任者は、理事長の命を受けて、六ヶ所保障措置センターの品質マネジメントシステムを管理する。</u></p> <p>(4) 部長は、分析課長を指揮し、分析課長が所管する<u>保安活動</u>を統括するとともに、これらに係る<u>品質マネジメント活動</u>を行う。</p> <p>(5) 分析課長は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）を用いた核燃料物質等の使用等及び共用設備の管理に係る<u>保安活動</u>を行うとともに、これらに係る<u>品質マネジメント活動</u>を行う。</p> <p>(6) 安全管理課長は、放射線管理、保安教育・訓練及び放射線管理設備に係る<u>保安活動</u>を行うとともに、これらに係る<u>品質マネジメント活動</u>を行う。</p> <p>(7) 管理課長は、外部機関への通報連絡、通信連絡設備に係る<u>保安活動</u>及び他の課長が所管しない<u>保安活動</u>を行うとともに、これらに係る<u>品質マネジメント活動</u>を行う。</p>	<p>・品管規則の制定に伴う変更④（品質マネジメントシステム管理責任者の職務の明確化及び記載の適正化）</p>
<p>(核燃料取扱主務者の選任)</p> <p>第6条 所長は、保障措置分析所に係る核燃料物質等の使用等に関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p> <p>2 所長は、核燃料取扱主務者が職務を遂行できない場合、その職務を代行させるため、代理者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p>	<p>(核燃料取扱主務者の選任)</p> <p>第7条 所長は、保障措置分析所に係る核燃料物質等の使用等に関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p> <p>2 所長は、核燃料取扱主務者が職務を遂行できない場合、その職務を代行させるため、代理者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p>	<p>・条番号の変更</p>
<p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第7条 核燃料取扱主務者は、保障措置分析所に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、所長に対し意見を具申すること</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、各職位に助言すること</p> <p>(3) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の使用等に従事する者へ指示をすること</p>	<p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第8条 核燃料取扱主務者は、保障措置分析所に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、所長に対し意見を具申すること</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、各職位に助言すること</p> <p>(3) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の使用等に従事する者へ指示をすること</p>	<p>・条番号の変更</p>

旧	新	備考
<p><u>(4) 所管官庁が法に基づいて実施する検査に立会うこと</u> <u>(5) 法に基づく報告を審査すること</u> <u>(6) 保安に係る記録を確認すること</u> <u>(7) この規定に定める事項について参画すること</u> <u>(8) その他、保安の監督に関して必要なこと</u></p>	<p><u>(4) 法に基づく報告を審査すること</u> <u>(5) 保安に係る記録を確認すること</u> <u>(6) この規定に定める事項について参画すること</u> <u>(7) その他、保安の監督に関して必要なこと</u></p>	<p>・所要の見直し③ (所管官庁が実施する検査の立会いを削る。)</p>
<p>(意見の尊重) 第8条 所長は、核燃料取扱主務者の意見具申を尊重する。 2 各職位は、核燃料取扱主務者の指導・助言を尊重する。</p>	<p>(意見の尊重) 第9条 所長は、核燃料取扱主務者の意見具申を尊重する。 2 各職位は、核燃料取扱主務者の指導・助言を尊重する。</p>	<p>・条番号の変更</p>
<p>(安全委員会) 第9条 六ヶ所保障措置センターに安全委員会を置く。 2 安全委員会は、所長の諮問を受け、保障措置分析所の保安について、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 保障措置分析所の使用の許可の変更 (2) この規定の廃止及び変更 (3) 核燃料物質の使用等、保障措置分析所の設備の管理、放射性廃棄物の管理、放射線管理に関する規定等の制定及び廃止並びに変更 (4) 核燃料物質の年間使用計画及びその変更 (5) 保安教育計画に関する事項 (6) <u>施設、設備の修理又は改造</u>に係る重要な事項 (7) <u>品質保証計画及び品質保証活動</u>に係る重要な事項 (8) 非常事態が発生したことにより停止した作業又は施設使用の再開に当たっての保安上の妥当性 (9) その他保障措置分析所の保安に係る重要な事項 3 安全委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長が指名した委員長及び委員をもって構成する。なお、委員長及び委員は、保障措置分析所の保安に関し十分な知識又は経験を有する者の中から指名する。 4 所長は、安全委員会の答申を尊重する。</p>	<p>(安全委員会) 第10条 六ヶ所保障措置センターに安全委員会を置く。 2 安全委員会は、所長の諮問を受け、保障措置分析所の保安について、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 保障措置分析所の使用の許可の変更 (2) この規定の廃止及び変更 (3) 核燃料物質の使用等、保障措置分析所の設備の管理、放射性廃棄物の管理、放射線管理に関する規定等の制定及び廃止並びに変更 (4) 核燃料物質の年間使用計画及びその変更 (5) 保安教育計画に関する事項 (6) <u>使用施設等の保安を行うための設計、工事、巡視、点検、検査その他の必要な施設の管理</u> (以下、「施設管理」という。)に係る重要な事項 (7) <u>品質マネジメント活動</u>に係る重要な事項 (8) 非常事態が発生したことにより停止した作業又は施設使用の再開に当たっての保安上の妥当性 (9) その他保障措置分析所の保安に係る重要な事項 3 安全委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長が指名した委員長及び委員をもって構成する。なお、委員長及び委員は、保障措置分析所の保安に関し十分な知識又は経験を有する者の中から指名する。 4 所長は、安全委員会の答申を尊重する。</p>	<p>・条番号の変更</p> <p>・品管規則の制定に伴う変更⑤(第2項第7号の見直し)</p> <p>・施設管理の明確化に係る変更①(第2項第6号の見直し)</p>
<p>第3章 保安教育</p> <p>(保安教育の実施方針) 第10条 保障措置分析所の保安に係る教育の実施方針は別表第1及び別表第2のとおりとする。</p>	<p>第4章 保安教育</p> <p>(保安教育の実施方針) 第11条 保障措置分析所の保安に係る教育の実施方針は別表第1及び別表第2のとおりとする。</p>	<p>・章番号の変更</p> <p>・条番号の変更</p>

旧	新	備考
<p>(職員等への保安教育)</p> <p>第11条 安全管理課長は、毎年度、保障措置分析所において業務を行う職員等の保安教育について、別表第1の実施方針に基づいて実施計画を作成し、所長の承認を得る。</p> <p>2 所長は、前項の計画を承認する場合は、<u>安全委員会の審議及び核燃料取扱主務者の同意</u>を受ける。</p> <p>3 第5条第1項第6号から第8号に掲げる課長（以下「各課長」という。）は、第1項の承認を受けた計画に基づいて教育を実施する。ただし、各課長が教育項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p> <p>4 各課長は、前項の結果を安全管理課長の確認を受け、所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p>	<p>(職員等への保安教育)</p> <p>第12条 安全管理課長は、毎年度、保障措置分析所において業務を行う職員等の保安教育について、別表第1の実施方針に基づいて実施計画を作成し、所長の承認を得る。</p> <p>2 所長は、前項の計画を承認する場合は、<u>必要に応じて安全委員会の審議を経て、核燃料取扱主務者の同意</u>を受ける。</p> <p>3 第6条第1項第5号から第7号に掲げる課長（以下「各課長」という。）は、第1項の承認を受けた計画に基づいて教育を実施する。ただし、各課長が教育項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p> <p>4 各課長は、前項の結果を安全管理課長の確認を受け、所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条番号の変更 ・ 所要の見直し④（記載の適正化）
<p>(協会社員等への保安教育)</p> <p>第12条 安全管理課長は、協会社員等のうち保障措置分析所において業務を行う者に対し、別表第2の実施方針に基づき保安教育を実施する。ただし、安全管理課長が教育項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の保安教育を協会社等に実施させる場合は、あらかじめ安全管理課長が実施した保安教育を受けた協会社等の教育担当者に実施させ、その結果を報告させ確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、前二項の結果を所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p>	<p>(協会社員等への保安教育)</p> <p>第13条 安全管理課長は、協会社員等のうち保障措置分析所において業務を行う者に対し、別表第2の実施方針に基づき保安教育を実施する。ただし、安全管理課長が教育項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の保安教育を協会社等に実施させる場合は、あらかじめ安全管理課長が実施した保安教育を受けた協会社等の教育担当者に実施させ、その結果を報告させ確認する。</p> <p>3 安全管理課長は、前二項の結果を所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条番号の変更
<p>(非常時の訓練)</p> <p>第13条 所長は、非常の場合に対処するための訓練を年1回以上実施する。</p>	<p>(非常時の訓練)</p> <p>第14条 所長は、非常の場合に対処するための訓練を年1回以上実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条番号の変更
<p style="text-align: center;">第4章 保安上特に管理を必要とする設備の操作</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第14条 所長は、核燃料物質等の使用等に際して必要な人員を配置する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 使用施設等の操作</p> <p>(人員の確保)</p> <p>第15条 所長は、核燃料物質等の使用等に際して必要な人員を確保する。</p> <p>2 <u>分析課長は、分析セル、グローブボックス及びフードについては、その操作に必要な知識及び技能を有すると認められた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</u></p> <p>3 <u>分析課長は、あらかじめ定めた基準によりグローブボックス等作業従事者の指定を行う。</u></p> <p>4 <u>安全管理課長は、放射線管理設備（サーベイメータは除く）については、その操作に必要な知識及び技能を有すると認められた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</u></p> <p>5 <u>安全管理課長は、あらかじめ定めた基準により放射線管理員の指定を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条番号の変更 ・ 所要の見直し⑤（記載の適正化） ・ 所要の見直し⑥（使用設備等の操作に必要な能力の明確化及び記載の適正化）

旧	新	備考
<p>(核燃料物質の使用計画及び報告)</p> <p>第15条 部長は、年度ごとに核燃料物質使用計画を作成し、その年度の核燃料物質の使用等の開始前に核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。また、承認された使用計画量を超えて核燃料物質の使用等を行う場合等の使用計画の変更についても同様とする。</p> <p>2 所長は、前項の計画を承認する場合は、安全委員会に諮問する。</p> <p>3 部長は、前項の計画に基づく核燃料物質の使用等の結果について、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(核燃料物質の使用計画及び報告)</p> <p>第16条 部長は、年度ごとに核燃料物質使用計画を作成し、その年度の核燃料物質の使用等の開始前に核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。また、承認された使用計画量を超えて核燃料物質の使用等を行う場合等の使用計画の変更についても同様とする。</p> <p>2 所長は、前項の計画を承認する場合は、<u>必要に応じて</u>安全委員会に諮問する。</p> <p>3 部長は、前項の計画に基づく核燃料物質の使用等の結果について、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条番号の変更 ・所要の見直し④ (記載の適正化)
<p>(設備の操作等に係る下部規定)</p> <p>第16条 各課長は、この規定を効果的かつ円滑に運用するため、次の事項に関する下部規定の作成及び改廃を行う。</p> <p>(1) 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の設備の操作に関すること</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等における放射線管理に関すること</p> <p>(3) 非常の場合の措置に関すること</p> <p>2 各課長は、前項に基づく下部規定の作成及び改廃を行う場合は、安全委員会の審議を経て所長の承認を得る。</p>	<p>(設備の操作等に係る下部規定)</p> <p>第17条 各課長は、この規定を効果的かつ円滑に運用するため、次の事項に関する下部規定の作成及び改廃を行う。</p> <p>(1) 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の設備の操作に関すること</p> <p>(2) 核燃料物質等の使用等における放射線管理に関すること</p> <p>(3) 非常の場合の措置に関すること</p> <p><u>(4) 施設管理に関すること</u></p> <p><u>(5) その他、使用施設等の保安に関すること</u></p> <p>2 各課長は、前項に基づく下部規定の作成及び改廃を行う場合は、<u>必要に応じて</u>安全委員会の審議を経て所長の承認を得る。</p> <p><u>3 各課長は、第1項の下部規定を効果的かつ円滑に運用するため、必要に応じて作業手順書或いはその他保安に関する文書の作成及び改廃を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条番号の変更 ・施設管理の明確化に係る変更② (施設管理に係る下部規定の追加) ・所要の見直し④、⑦(及び作業手順書の作成等の明確化並びに記載の適正化)
<p>(保安上特に管理を必要とする設備)</p> <p>第17条 保安上特に管理を必要とする設備は、別表第3に掲げるとおりとする。</p>	<p>(保安上特に管理を必要とする設備)</p> <p>第18条 保安上特に管理を必要とする設備は、別表第3に掲げるとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条番号の変更
<p>(臨界管理)</p> <p>第18条 部長は、分析課長を指揮し、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても臨界に達しないよう質量管理により臨界管理を行う。</p> <p>2 分析課長は、前項の管理のため別表第4に掲げる核的制限値を超えないようにする。</p>	<p>(臨界管理)</p> <p>第19条 部長は、分析課長を指揮し、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても臨界に達しないよう質量管理により臨界管理を行う。</p> <p>2 分析課長は、前項の管理のため別表第4に掲げる核的制限値を超えないようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条番号の変更
<p>(核燃料物質の使用)</p> <p>第19条 分析課長は、核燃料物質の使用について次の各号に定めるとおり管理する。</p> <p>(1) 使用施設以外の場所で核燃料物質を使用しない。</p> <p>(2) 保障措置分析所の目につきやすい場所に核燃料物質の使用上の注意事項を掲示する。</p> <p>(3) 別表第5に掲げる取扱量及び別表第6に掲げる年間予定使用量を超えて核燃料物質を使用しない。</p> <p>(4) 使用施設の設備で取り扱う核燃料物質の種類及び取扱量を表示する。</p>	<p>(核燃料物質の使用)</p> <p>第20条 分析課長は、核燃料物質の使用について次の各号に定めるとおり管理する。</p> <p>(1) 使用施設以外の場所で核燃料物質を使用しない。</p> <p>(2) 保障措置分析所の目につきやすい場所に核燃料物質の使用上の注意事項を掲示する。</p> <p>(3) 別表第5に掲げる取扱量及び別表第6に掲げる年間予定使用量を超えて核燃料物質を使用しない。</p> <p>(4) 使用施設の設備で取り扱う核燃料物質の種類及び取扱量を表示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条番号の変更

旧	新	備考
<p>(使用設備の操作)</p> <p><u>第20条</u> 分析課長は、使用施設の設備（放射線管理設備、消火設備及び通信連絡設備を除く。以下「使用設備」という。）については、その操作に必要な知識及び技能を有すると認められた者に当該設備を操作させる。</p> <p><u>2</u> 分析課長は、あらかじめ定めた基準によりグローブボックス等作業従事者の指定を行う。</p>	<p><u>第15条</u>（要員の確保）と統合したため削る。</p>	<p>・所要の見直し⑤ （第15条との記載の統合）</p>
<p>(負圧等の維持)</p> <p>第21条 分析課長は、別表第7に掲げる設備等の負圧等の通常操作条件の下、核燃料物質等を使用する。</p> <p>2 分析課長は、別表第7に掲げる通常操作条件を逸脱した場合は、核燃料物質等の使用を停止させるとともに、原因の調査及び通常操作条件への復旧等の必要な措置を講じる。ただし、設備等の検査、修理、復旧、改造等の作業を行う場合、及び日本原燃と共用する分析建屋換気設備が保守又は商用電源喪失等により停止した場合であって汚染の拡大防止措置を含む計画をあらかじめ作成し、安全管理課長の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに部長の承認を受けているときは、この限りではない。</p> <p>3 分析課長は、前項ただし書きの適用除外を行う場合には、その旨を関係者に周知する。</p>	<p>(変更なし)</p>	
<p>(警報装置の管理)</p> <p>第22条 警報装置の作動条件は別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>2 分析課長は、別表第8に掲げる警報が吹鳴した場合は、第24条第2項から第6項に従って措置を講じる。</p>	<p>(変更なし)</p>	
<p>(特殊な作業の管理)</p> <p><u>第23条</u> 分析課長は、使用設備の解体等の特殊な作業を行う場合は、あらかじめ安全管理課長の放射線管理上の助言を得て作業計画を作成し、核燃料取扱主務者の同意及び部長の承認を得る。</p> <p><u>2</u> 分析課長は、前項の作業を行う場合は、承認を得た作業計画に従って保安上の措置を講じる。</p>	<p>(削除)</p>	<p>・所要の見直し⑧ （第32条（作業に伴う放射線管理と重複していることから削除）</p>

旧	新	備考
<p>(異常時の措置)</p> <p>第24条 <u>使用設備の異常</u>を発見した者は、<u>直ちに分析課長に</u>通報する。</p> <p>2 分析課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、必要と判断したときには核燃料物質の取扱いを停止し、異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置を講じるとともに<u>部長及び安全管理課長へ連絡する</u>。また、異常が共用設備に起因すると思われる場合は、直ちに日本原燃にも連絡する。</p> <p>3 <u>部長は、所長、核燃料取扱主務者及び管理課長に連絡する。</u></p> <p>4 分析課長は、安全管理課長の協力を得て異常の原因を調査し、使用施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、その結果を部長に報告する。</p> <p>5 部長は、前項の結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>6 所長は、異常の状況に応じて必要と判断した場合は、管理課長に外部関係機関へ通報させる。</p>	<p>(異常時の措置)</p> <p>第24条 <u>保障措置分析所に異常(おそれがある場合を含む)</u>を発見した者は、<u>直ちに別途定める通報系統に従い</u>通報する。</p> <p>2 分析課長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、必要と判断したときには核燃料物質の取扱いを停止し、異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置を講じる。<u>なお、当該事象が火災或いは、六ヶ所村震度4以上の地震の場合には、各課長と連携して、鎮火後又は地震後、使用施設・設備の損傷の有無を確認する</u>。また、異常が共用設備に起因すると思われる場合は、直ちに日本原燃にも連絡する。</p> <p>(削除)</p> <p>3 <u>安全管理課長は、放射線状況の把握に努め、分析課が行う異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置に協力する。</u></p> <p>4 分析課長は、安全管理課長の協力を得て異常の原因を調査し、使用施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、その結果を部長に報告する。</p> <p>5 部長は、前項の結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>6 所長は、異常の状況に応じて必要と判断した場合は、管理課長に外部関係機関へ通報させる。</p>	<p>・所要の見直し⑨ (通報系統に従い通報することへの変更)</p> <p>・所要の見直し⑩ (火災・地震発生時の措置の明確化及び安全管理課長が行う異常状態の解消等の対応の明確化)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第25条 管理区域は別図第2-1～第2-3に掲げる区域とする。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域を壁等の区画物によって区画するほか、人の出入口及び搬出入口付近に保障措置分析所の管理区域である旨の標識を設けることによって再処理施設分析建屋の管理区域と区別する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第25条 管理区域は別図第2-1～第2-3に掲げる区域とし、<u>別表第9に掲げる区域基準により、汚染のおそれのある区域及び汚染のおそれのない区域に区分する</u>。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域を壁等の区画物によって区画するほか、人の出入口及び搬出入口付近に保障措置分析所の管理区域である旨の標識を設けることによって再処理施設分析建屋の管理区域と区別する。</p>	<p>・章番号の変更</p> <p>・管理区域の汚染管理区分の変更及び汚染検査等の変更①(汚染区域区分の明確化)</p>
<p>(立入制限区域に係る措置)</p> <p>第26条 部長は、管理区域のうち<u>別に定める</u>線量率等の基準に該当する場所が生じたとき、もしくは生じるおそれがある場合は、分析課長を指揮して、標識の掲示、柵、施錠等により他の場所と区分して、人の立入りを制限する。ただし、第32条に基づき実施する作業においては、その作業計画に定めた放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 部長は、前項の区域(以下「立入制限区域」という。)に人を立ち入らせる場合は、あらかじめ安全管理課長と協議して、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 部長は、立入制限区域を設定し又は解除する場合は、あらかじめ安全管理課長と協議し、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 部長は、立入制限区域の設定及び解除について、その都度所長に報告する。</p>	<p>(立入制限区域に係る措置)</p> <p>第26条 部長は、管理区域のうち<u>別表第9の2に掲げる</u>線量率等の基準に該当する場所が生じたとき、もしくは生じるおそれがある場合は、分析課長を指揮して、標識の掲示、柵、施錠等により他の場所と区分して、人の立入りを制限する。ただし、第32条に基づき実施する作業においては、その作業計画に定めた放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 部長は、前項の区域(以下「立入制限区域」という。)に人を立ち入らせる場合は、あらかじめ安全管理課長と協議して、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 部長は、立入制限区域を設定し又は解除する場合は、あらかじめ安全管理課長と協議し、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 部長は、立入制限区域の設定及び解除について、その都度所長に報告する。</p>	<p>・所要の見直し⑪ (立入制限区域の基準値の明確化)</p>

旧	新	備考
<p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第27条 安全管理課長は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。</p>	<p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第27条 安全管理課長は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。</p>	
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第28条 周辺監視区域は別図第3に掲げる区域とする。</p> <p>2 周辺監視区域境界の柵は日本原燃が設置するものを共用する。</p> <p>3 管理課長は、前項の柵の一部に周辺監視区域であることを示す標識を<u>設ける</u>。</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第28条 周辺監視区域は別図第3に掲げる区域とする。</p> <p>2 周辺監視区域境界の柵は日本原燃が設置するものを共用する。</p> <p>3 管理課長は、前項の柵の一部に周辺監視区域であることを示す標識を<u>設ける</u> <u>等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する</u>。</p>	<p>・所要の見直し⑫ (立入制限の措置の明確化)</p>
<p>(管理区域への立入区分)</p> <p>第29条 管理区域に立ち入る者の区分は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質の使用、廃棄、運搬、貯蔵又はこれに付随する業務に従事する者であって管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者 放射線業務従事者以外の者であって、一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 安全管理課長は、当人の被ばく歴その他必要な事項を確認して放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>3 安全管理課長は、放射線業務従事者である職員等が立会者に指名されていることを確認して一時立入者を指定する。また、一時立入者の立ち入りに際しては指名された放射線業務従事者を立ち合わせる。</p>	<p>(変更なし)</p>	
<p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第30条 <u>分析課長</u>は、施錠等により管理区域への人の立ち入りを制限・管理できる措置を講じる。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の各号に掲げる事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域の出入りは別図第2-2に示す保障措置分析所出入口を経由する。ただし、緊急に避難する場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用する。</p> <p>(3) 専用の衣服及び指定された装備を着用する。</p> <p>(4) <u>管理区域外</u>へ退出するときは、身体及び身体に着用している物の汚染検査を行う。</p> <p>(5) 業務上必要でない物品を持ち込まない。</p> <p>(6) 一時立入者の立会者は、一時立入者に保安上の指示を行うとともに、その指示に従わせる。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の退出に当たって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が<u>別表第9(1)</u>に掲げる値を超えないような措置を講じる。</p>	<p>(管理区域の出入管理)</p> <p>第30条 <u>安全管理課長</u>は、施錠等により管理区域への人の立ち入りを制限・管理できる措置を講じる。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の各号に掲げる事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域の出入りは別図第2-2に示す保障措置分析所出入口を経由する。ただし、緊急に避難する場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用する。</p> <p>(3) 専用の衣服及び指定された装備を着用する。</p> <p>(4) <u>管理区域の内、汚染のおそれのある区域から汚染のおそれのない区域へ退出するとき或いは汚染のおそれのある区域から管理区域外へ退出するときは</u>、身体及び身体に着用している物の汚染検査を行う。</p> <p>(5) 業務上必要でない物品を持ち込まない。</p> <p>(6) 一時立入者の立会者は、一時立入者に保安上の指示を行うとともに、その指示に従わせる。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の退出に当たって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が<u>別表第10(1)</u>に掲げる値を超えないような措置を講じる。</p>	<p>・所要の見直し⑬ (組織規程及びとの整合)</p> <p>・管理区域の汚染管理区分の変更及び汚染検査等の変更②(汚染のおそれのない区域の明確化に伴う退出時における汚染検査の変更)</p>

旧	新	備考
<p>(管理区域外への物品の搬出)</p> <p>第31条 安全管理課長は、<u>管理区域から管理区域外へ物品を搬出する場合は</u>、その物品の表面密度等が<u>別表第9(1)</u>に掲げる値を超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理区域外への物品の搬出)</p> <p>第31条 安全管理課長は、<u>管理区域の内、汚染のおそれのある区域から汚染のおそれのない区域へ物品を搬出する場合</u>或いは<u>汚染のおそれのある区域から管理区域外へ物品を搬出する場合は</u>、その物品の表面密度等が<u>別表第10(1)</u>に掲げる値を超えていないことを確認する。</p>	<p>・管理区域の汚染管理区分の変更及び汚染検査等の変更③(汚染のおそれのない区域の明確化に伴う退出時における汚染検査の変更)</p>
<p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第32条 各課長は、管理区域内で別に定める線量等の基準を超える作業を行う場合は、作業による線量及び作業区域の放射線状況に応じた作業方法等に関する放射線作業計画を立案し、放射線防護上の措置について安全管理課長の確認(安全管理課長が作成した場合を除く。)を得る。</p> <p>2 前項の計画を立案した課長は、その計画について分析課長の確認(分析課長が作成した場合を除く。)、核燃料取扱主務者の同意を受け、部長(管理課長又は安全管理課長にあつては所長)の承認を得た後に作業を実施する。</p> <p>3 安全管理課長は、作業の実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、放射線防護上の必要がある場合は、作業を実施する課長に指導・助言を行う。</p> <p>4 第2項の作業を実施した課長は、作業終了後、作業による線量その他について、分析課長及び安全管理課長(それぞれ自ら実施した場合を除く。)、並びに核燃料取扱主務者及び部長(管理課長又は安全管理課長にあつては所長)に報告する。</p>	<p>(変更なし)</p>	
<p>(床、壁等の除染)</p> <p>第33条 各課長は、<u>別表第9(2)</u>に掲げる値を超える予期しない汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、安全管理課長に連絡する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の汚染の状況を確認し、汚染箇所に係る作業を所管する課長に連絡するとともに、汚染の除去、汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の指導・助言を行う。</p> <p>3 前項の指導・助言を受けた課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じ、措置結果について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 安全管理課長は、第2項及び第3項の確認の内容について、部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(床、壁等の除染)</p> <p>第33条 各課長は、<u>別表第10(2)</u>に掲げる値を超える予期しない汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、安全管理課長に連絡する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の汚染の状況を確認し、汚染箇所に係る作業を所管する課長に連絡するとともに、汚染の除去、汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の指導・助言を行う。</p> <p>3 前項の指導・助言を受けた課長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じ、措置結果について安全管理課長の確認を受ける。</p> <p>4 安全管理課長は、第2項及び第3項の確認の内容について、部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>・別表番号の変更</p>
<p>(緊急作業における被ばく管理)</p> <p>第34条 削除</p>	<p>(変更なし)</p>	

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">第6章 放射線測定</p> <p>(外部放射線に係る線量率等の測定)</p> <p>第35条 安全管理課長は、別表第10に掲げるところにより管理区域内における線量率等を測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、別表第11に掲げるところにより周辺監視区域の境界付近における線量率を測定する。</p> <p>3 安全管理課長は、前二項の測定結果について核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、第1項及び第2項の測定の結果に異常を認めた場合は、分析課長へ連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の調査の結果及び講じた措置について、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 放射線測定</p> <p>(外部放射線に係る線量率等の測定)</p> <p>第35条 安全管理課長は、別表第11に掲げるところにより管理区域内における線量率等を測定する。</p> <p>2 安全管理課長は、別表第12に掲げるところにより周辺監視区域の境界付近における線量率を測定する。</p> <p>3 安全管理課長は、前二項の測定結果について核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、第1項及び第2項の測定の結果に異常を認めた場合は、分析課長へ連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の調査の結果及び講じた措置について、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 章番号の変更 ・ 別表番号の変更
<p>(線量の評価)</p> <p>第36条 安全管理課長は、別表第12に掲げるところにより放射線業務従事者の線量を評価し、別表第13に掲げる線量限度を超えていないことを確認する。ただし、協力会社等に所属する放射線業務従事者の線量については、協力会社等が評価した結果を報告させ、別表第13に掲げる線量を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の評価の結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知する。ただし、協力会社等に所属する放射線業務従事者については、協力会社等から通知させる措置を講じる。</p> <p>3 安全管理課長は、第1項の線量が別表第13に掲げる要警戒線量を超えた場合は、その原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(線量の評価)</p> <p>第36条 安全管理課長は、別表第13に掲げるところにより放射線業務従事者の線量を評価し、別表第14に掲げる線量限度を超えていないことを確認する。ただし、協力会社等に所属する放射線業務従事者の線量については、協力会社等が評価した結果を報告させ、別表第13に掲げる線量を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の評価の結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知する。ただし、協力会社等に所属する放射線業務従事者については、協力会社等から通知させる措置を講じる。</p> <p>3 安全管理課長は、第1項の線量が別表第14に掲げる要警戒線量を超えた場合は、その原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別表番号の変更
<p>(放射線測定機器の管理)</p> <p>第37条 安全管理課長は、別表第14に掲げる放射線測定機器を確保する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の放射線測定機器について定期的な検査を行い、その機能が正常であることを確認する。なお、検査のため監視等を中断する場合は、あらかじめ必要な措置を講じる。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の検査で異常を認めた場合は、修理又は代替品の補充を行う。</p> <p>4 安全管理課長は、第2項の検査の結果及び第3項の措置について、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>5 安全管理課長は、第1項の放射線測定機器が故障等により使用不能となったときは、修理又は代替品の補充を行う。</p>	<p>(放射線測定設備の管理)</p> <p>第37条 安全管理課長は、別表第15に掲げる放射線管理設備を確保する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の放射線管理設備について第38条に定める施設管理実施計画に基づき定期的な点検を行い、その機能が正常であることを確認する。なお、点検のため監視等を中断する場合は、あらかじめ必要な措置を講じる。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の点検で異常を認めた場合又は、故障等により使用不能となったときは、修理又は代替品の補充を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理の明確化に係る変更③ (施設管理の明確化に伴う記載の変更)

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">第7章 保守管理</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p style="text-align: center;">第8章 施設管理</p> <p><u>(施設管理)</u></p> <p>第38条 所長は、使用施設等の安全確保及び性能維持のため、六ヶ所保障措置分析所の施設管理方針を策定する。</p> <p>2 各課長は、第1項の施設管理方針を受け、達成度が判定可能な施設管理目標を定める。なお、所管する設備・機器のうち、施設管理の重要度が高いものについて、定量的な施設管理目標を設定するものとする。</p> <p>3 各課長は、前項の施設管理目標を設定したときは、部長（安全管理課長及び管理課長は除く。）及び核燃料取扱主務者の確認並びに所長の承認を得る。</p> <p>4 各課長は、前項の施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた使用施設等の実施に関する計画（以下、「施設管理実施計画」という。）を策定し、部長（安全管理課長及び管理課長は除く。）及び核燃料取扱主務者の確認並びに所長の承認を得る。なお、使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、特別な措置を講じることを計画すること。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること</p> <p>(3) 使用施設等の巡視に関すること</p> <p>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期に関すること</p> <p>(5) 使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視及び点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること</p> <p>(7) (6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>2 各課長は、施設管理実施計画に基づき施設管理を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 章番号の変更 ・ 施設管理の明確化に係る変更④（施設管理方針、施設管理目標の策定及び施設管理目標を達成するための施設管理実施計画の作成、並びに施設管理実施計画に基づき施設管理を実施することの明確化）
<p>(施設の巡視点検)</p> <p>第38条 分析課長は、<u>毎日1回以上、別表第15</u>に掲げる巡視点検を行う。</p> <p>2 分析課長は、前項の巡視点検において異常を認めた場合は、第24条第2項に従って必要な措置を講じるとともに通報を行う。なお、その後の対応は、第24条第3項から第6項に従って行う。</p>	<p>(施設の巡視点検)</p> <p>第38条の2 分析課長は、<u>核燃料物質等の使用前及び使用後に第38条に定める施設管理実施計画に基づき別表第15の2</u>に掲げる巡視点検を行う。</p> <p>2 分析課長は、前項の巡視点検において異常を認めた場合は、第24条第2項に従って必要な措置を講じるとともに通報を行う。なお、その後の対応は、第24条第3項から第6項に従って行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条番号の変更 ・ 施設管理の明確化に係る変更⑤（巡視の頻度及び施設管理実施計画に基づく巡視であることの明確化）

旧	新	備考
<p>(周辺監視区域の柵及び標識の点検)</p> <p>第38条の2 管理課長は、第28条第2項及び第3項に定める周辺監視区域の柵及び標識について、<u>定期的に点検</u>を行い、異常を認めた場合は、必要な措置を講じる。ただし所長が日本原燃に点検を委託したときはそのかぎりではない。</p> <p>2 管理課長は、前項ただし書きの場合、日本原燃が実施した点検結果を確認し、異常があると認めたときは、必要な措置を講じる。</p>	<p>(周辺監視区域の柵及び標識の点検)</p> <p>第38条の3 管理課長は、<u>第38条に定める施設管理実施計画に基づき</u>第28条第2項及び第3項に定める周辺監視区域の柵及び標識について、<u>定期的な点検</u>を行い、異常を認めた場合は、必要な措置を講じる。ただし所長が日本原燃に点検を委託したときはそのかぎりではない。</p> <p>2 管理課長は、前項ただし書きの場合、日本原燃が実施した点検結果を確認し、異常があると認めたときは、必要な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条番号の変更 ・施設管理の明確化に係る変更⑥（施設管理実施計画に基づく点検であることの明確化及び記載の適正化）
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第39条 分析課長及び安全管理課長は、<u>別表第16</u>に定める<u>施設定期自主検査</u>を年1回以上行う。</p> <p>2 分析課長は、前項の<u>検査</u>の結果に異常を認めた場合は、修理等の措置を講ずる。</p> <p>3 分析課長は、第1項の検査の結果及び前項の措置について、部長、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>4 安全管理課長が行う第1項の<u>検査</u>の結果に基づく措置及び検査結果等の報告は<u>第37条第3項及び第4項</u>による。</p>	<p>(定期的な点検)</p> <p>第38条の4 分析課長及び安全管理課長は、<u>第38条に定める施設管理実施計画に基づき別表第15の3</u>に定める<u>定期的な点検</u>を年1回以上行う。</p> <p>2 分析課長は、前項の<u>点検</u>の結果に異常を認めた場合は、修理等の措置を講ずる。</p> <p>3 安全管理課長が行う第1項の<u>点検</u>の結果に基づく措置は<u>第37条第2項及び第3項</u>による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条番号の変更 ・施設管理に係る活動の関する変更⑦（施設管理実施計画に基づく点検であることの明確化及び記載の適正化）
<p>(修理及び改造)</p> <p>第40条 各課長は、保障措置分析所の施設又は設備若しくは<u>機器の修理及び改造</u>を行う場合であって、これが保障措置分析所の保安に影響すると認めた場合は、あらかじめ計画を作成し、<u>核燃料取扱主務者の同意及び部長（管理課長又は安全管理課長にあっては所長）の承認を得る。</u></p> <p>2 各課長は、前項の計画を作成する場合は、許認可手続きの必要の有無を確認する。</p>	<p>(修理等の計画)</p> <p>第39条 各課長は、保障措置分析所の施設又は設備若しくは機器（以下、「施設等」という。）の<u>修理、改造及びに新設並びに更新（以下、「修理等」という。）</u>を行う場合であって、これが保障措置分析所の保安に影響すると認めた場合は、あらかじめ計画を作成し、<u>部長（管理課長又は安全管理課長は除く。）の確認及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を得る。</u></p> <p>2 各課長は、前項の計画を作成する場合は、許認可手続きの必要の有無<u>及び使用前検査の必要の有無</u>を確認する。</p> <p>3 <u>所長は、使用前検査が必要と判断した場合、検査責任者及び検査員を指名し、使用前検査を実施させる。なお、検査責任者及び検査員は対象となる施設等の修理等の実施者以外の者とする。</u></p> <p>4 <u>検査責任者は、使用前検査を実施するにあたり、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を作成する。なお、検査の方法は次に掲げる方法で行う。</u></p> <p>(1) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>(2) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>(3) その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法</p> <p>5 各課長は、検査責任者の求めに応じ、第4項の検査要領書の作成に必要な情</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条番号の変更 ・施設管理の明確化に係る変更⑧（使用前検査に関する事項の明確化及び記載の適正化）

旧	新	備考
<p><u>3</u> 各課長は、第1項の計画による<u>修理及び改造</u>を終えたときは、その<u>状況</u>について<u>核燃料取扱主務者及び部長（管理課長又は安全管理課長にあつては所長）</u>に報告する。</p>	<p><u>報を提供する。</u> <u>6</u> 各課長は、第1項の計画による<u>修理等並びに前項の使用前検査</u>を終えたときは、その<u>記録</u>について<u>部長（管理課長又は安全管理課長は除く）及び核燃料取扱主務者の確認を得て、所長</u>に報告する。</p>	<p>・前頁から続く</p>
	<p><u>(自主検査)</u> <u>第40条</u> 所長は、<u>施設管理が適切に実施されていることを確認するため、検査責任者及び検査員を指名し、施設管理実施計画による施設管理の実施状況及び結果等について、自主検査を実施させる。なお、検査責任者及び検査員は対象となる施設管理の実施者以外の者とする。</u> <u>2</u> 検査責任者は、<u>自主検査を実施するにあたり、自主検査計画及び自主検査要領書を作成し、核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。なお、各課長は検査責任者の求めに応じ、自主検査要領書の作成に必要な情報を提供する。</u> <u>3</u> 検査責任者は、<u>各課長に自主検査計画及び自主検査要領書を通知するとともに、自主検査計画及び自主検査要領書に基づき自主検査を実施する。</u> <u>4</u> 検査責任者は、<u>前項の検査の結果について、核燃料取扱主務者の確認を得て、所長に報告する。</u></p>	<p>・施設管理の明確化に係る変更⑨（自主検査に関する事項の明確化）</p>
	<p><u>(施設管理の評価及び改善)</u> <u>第40条の2</u> 各課長は、<u>施設管理実施計画の実効性の評価を以下の期間ごとに実施し、実施の都度、必要に応じて速やかにその結果を施設管理実施計画に反映させる。</u> <u>(1) 施設管理実施計画に記載する期間（第38条第4項第1号の期間）</u> <u>(2) 自主検査の実施後</u> <u>2</u> 各課長は、<u>一定期間ごとに施設管理目標の評価を行い、必要に応じて速やかにその結果を施設管理目標に反映し、核燃料取扱主務者の同意を得て、所長に報告する。</u> <u>3</u> 所長は、<u>前項の報告により、施設管理方針の評価を行い、必要に応じてその結果を施設管理方針に反映する。</u></p>	<p>・施設管理に係る活動の明確化に係る変更⑩（施設管理の評価及び改善の明確化）</p>
<p>第8章 核燃料物質等の受渡し、貯蔵、運搬</p> <p>(核燃料物質の受渡し管理) 第41条 分析課長は、核燃料物質を再処理施設から受け入れ又は同工場へ払い出す場合は、あらかじめ受渡し計画を作成し、核燃料取扱主務者の同意及び部長の承認を得る。この計画を変更する場合も同様とする。 2 分析課長は、前項の計画により核燃料物質を受け入れ又は払い出すときは、</p>	<p>第9章 核燃料物質等の受渡し、貯蔵、運搬</p> <p>(変更なし)</p>	<p>・章番号の変更</p>

旧	新	備考
<p>これに係わる設備の健全性を確認するとともに、受入れの際には取扱量を超えないことを確認する。また、払出しの場合であって、運搬容器に封入して管理区域から搬出する際は、当該容器の健全性を確認するとともに、第31条による安全管理課長の表面密度等の確認を受ける。</p> <p>3 分析課長は、第1項の計画による受入れ及び払出しが終了したときは、その結果を部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>		
<p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第42条 分析課長は、核物質保管室において別表第6に掲げる年間予定使用量及び別表第17に示す貯蔵量を超えて核燃料物質を貯蔵してはならない。</p> <p>2 分析課長は、核物質保管室の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>3 分析課長は、核燃料物質を搬出入する場合及び施設の巡視点検等を行う場合を除き、核物質保管室に施錠するなど立入制限の措置を講じる。</p>	<p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第42条 分析課長は、核物質保管室において別表第6に掲げる年間予定使用量及び別表第16に示す貯蔵量を超えて核燃料物質を貯蔵してはならない。</p> <p>2 分析課長は、核物質保管室の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>3 分析課長は、核燃料物質を搬出入する場合及び施設の巡視点検等を行う場合を除き、核物質保管室に施錠するなど立入制限の措置を講じる。</p>	<p>・別表番号の変更</p>
<p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第43条 分析課長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）する場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意及び部長の承認を得る。</p> <p>2 分析課長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。</p> <p>3 分析課長は、第1項の運搬が終了したときは、部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(変更なし)</p>	
<p>(周辺監視区域外に係る運搬)</p> <p>第44条 部長は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬する場合及び周辺監視区域外から搬入する場合は、運搬計画書を作成し、あらかじめ核燃料取扱主務者の同意及び所長の承認を得る。</p> <p>2 部長は、前項の運搬に当たっては、標識の取付け等法令等に定める措置を講じる。</p> <p>3 部長は、第1項の運搬が終了したときは、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(変更なし)</p>	
<p style="text-align: center;">第9章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第45条 分析課長は、保障措置分析所で発生する放射性気体廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を再処理施設の主排気筒への系統に排気する。なお、保障措置分析所から分析建屋換気設備に気体廃棄物を排気する場合は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告</p>	<p style="text-align: center;">第10章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第45条 分析課長は、保障措置分析所で発生する放射性気体廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を再処理施設の主排気筒への系統に排気する。なお、保障措置分析所から分析建屋換気設備に気体廃棄物を排気する場合は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告</p>	<p>・章番号の変更</p>

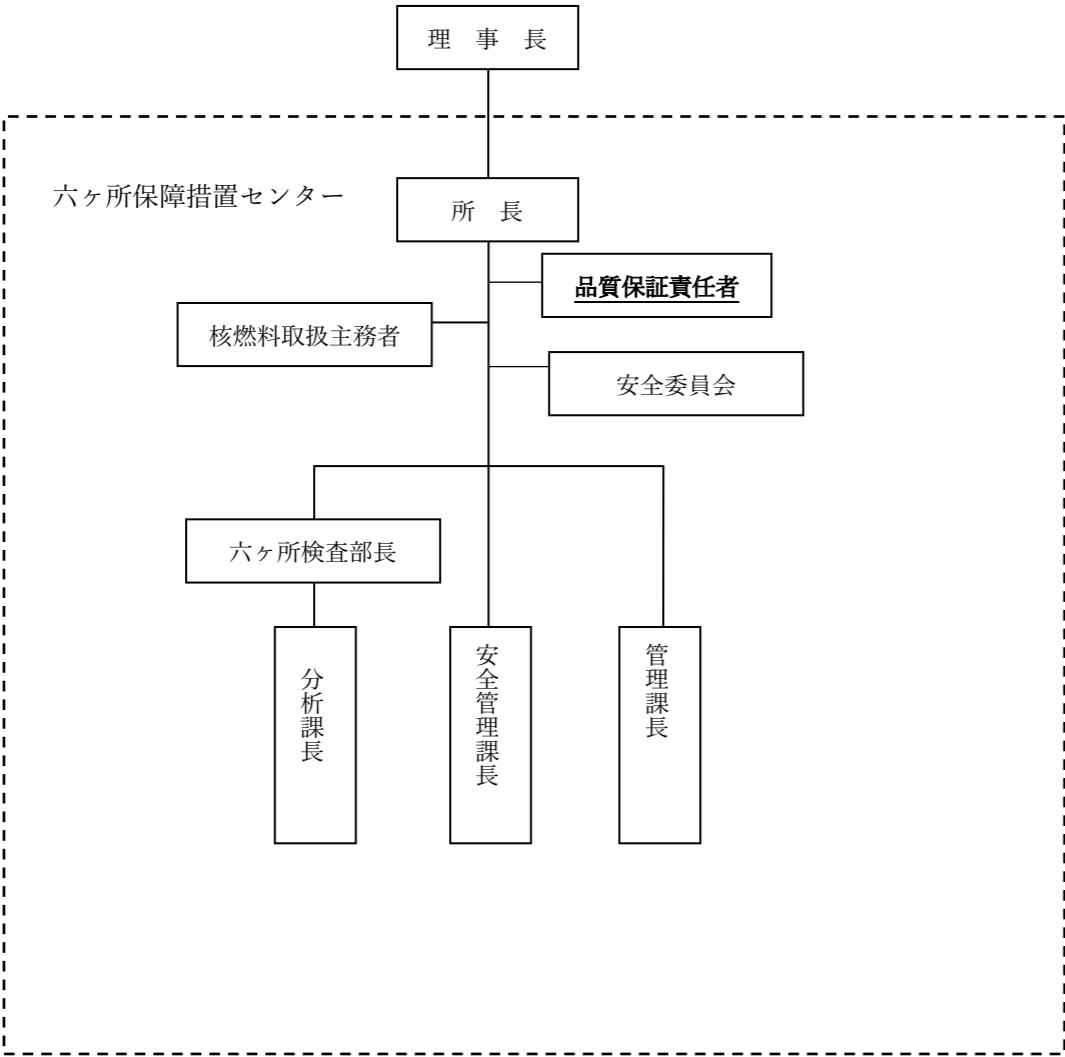
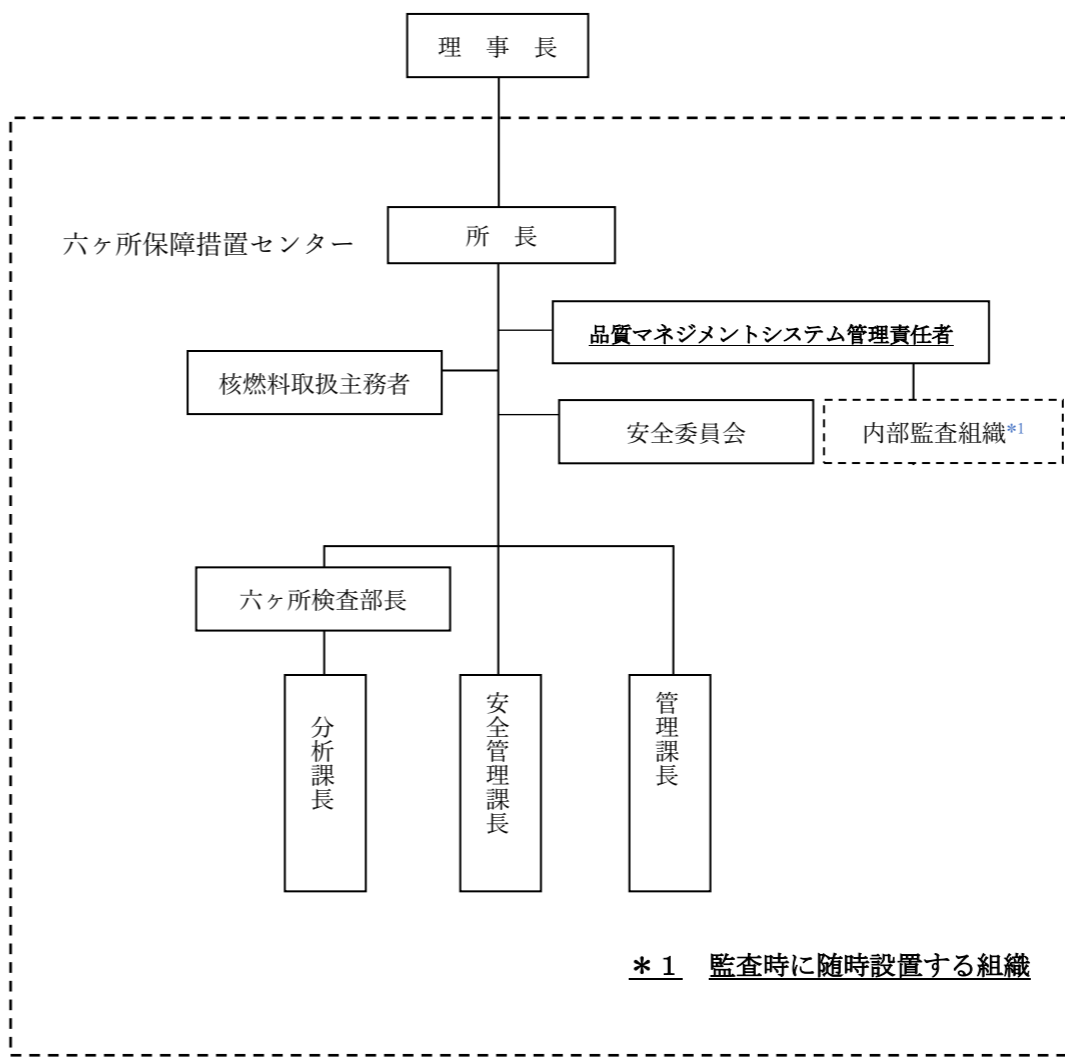
旧	新	備考
<p>示（以下、「線量告示」という。）に定められた周辺監視区域の境界における空气中の濃度限度を超えないように排気する。</p> <p>2 安全管理課長は、排気ダストモニタ等により気体廃棄物中の放射性物質を排気系統ごとに監視し、警報が吹鳴した場合は直ちに分析課長及び核燃料取扱主務者へ連絡する。なお、排気ダストモニタの警報装置の作動条件は別表第18による。</p> <p>3 分析課長は、前項の連絡を受けたときは、その原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じるとともに、原因及び講じた措置について部長、核燃料取扱主務者及び安全管理課長に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、分析建屋換気設備における排気中の放射性物質濃度を排気ダストモニタにより監視するとともに、排気ダストろ紙を回収・評価し、別表第19に掲げる管理目標値を超えていないことを確認する。なお、管理目標値を超えた場合又は超えるおそれのある場合は、直ちに分析課長へ通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の評価結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>示（以下、「線量告示」という。）に定められた周辺監視区域の境界における空气中の濃度限度を超えないように排気する。</p> <p>2 安全管理課長は、排気ダストモニタ等により気体廃棄物中の放射性物質を排気系統ごとに監視し、警報が吹鳴した場合は直ちに分析課長及び核燃料取扱主務者へ連絡する。なお、排気ダストモニタの警報装置の作動条件は別表第17による。</p> <p>3 分析課長は、前項の連絡を受けたときは、その原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じるとともに、原因及び講じた措置について部長、核燃料取扱主務者及び安全管理課長に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、分析建屋換気設備における排気中の放射性物質濃度を排気ダストモニタにより監視するとともに、排気ダストろ紙を回収・評価し、別表第18に掲げる管理目標値を超えていないことを確認する。なお、管理目標値を超えた場合又は超えるおそれのある場合は、直ちに分析課長へ通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の評価結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>・別表番号の変更</p>
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第46条 分析課長は、保障措置分析所で発生した放射性液体廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）を貯留容器に一時貯留し、その放射性物質濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の排水中の濃度限度を超えていないことを確認した後、再処理施設へ排出する。なお、分析課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度の評価を安全管理課長へ依頼する。</p> <p>2 安全管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度を評価し、分析課長に報告する。</p> <p>3 分析課長は、前項の測定結果及び液体廃棄物の排出の状況を核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 分析課長は、別表第20に掲げる管理目標値を超えている場合は、希釈する等の措置により管理目標値以下にする。なお、液体廃棄物中の放射性物質濃度が管理目標値を超え、希釈等によっても管理目標値以下にすることが困難な場合の保管については、その保管場所及び保管方法を定め、核燃料取扱主務者の同意及び部長の承認を得る。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第46条 分析課長は、保障措置分析所で発生した放射性液体廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）を貯留容器に一時貯留し、その放射性物質濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の排水中の濃度限度を超えていないことを確認した後、再処理施設へ排出する。なお、分析課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度の評価を安全管理課長へ依頼する。</p> <p>2 安全管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質濃度を評価し、分析課長に報告する。</p> <p>3 分析課長は、前項の測定結果及び液体廃棄物の排出の状況を核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 分析課長は、別表第19に掲げる管理目標値を超えている場合は、希釈する等の措置により管理目標値以下にする。なお、液体廃棄物中の放射性物質濃度が管理目標値を超え、希釈等によっても管理目標値以下にすることが困難な場合の保管については、その保管場所及び保管方法を定め、核燃料取扱主務者の同意及び部長の承認を得る。</p>	<p>・別表番号の変更</p>
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第47条 分析課長は、保障措置分析所で発生した放射性固体廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）について、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 固体廃棄物を、不燃性、難燃性、可燃性及び混在に区分する。</p> <p>(2) (1)で区分した固体廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により再処理施設へ払い出す。</p>	<p>(変更なし)</p>	

旧	新	備考
<p>①汚染拡大防止のため 20L ビン又は指定の容器（以下「20L ビン等」という。）もしくはビニルバッグ等に梱包したうえで、防火のため保障措置保管室に設置したドラム缶等に収納する。ドラム缶等は、収納した固体廃棄物が所定の量に達した後、封入して再処理施設へ払い出す。</p> <p>②汚染拡大防止のため 20L ビン等に封入したうえで、防火のため金属製の運搬容器（パディラック）に収納して再処理施設へ払い出す。</p> <p>(3) 固体廃棄物をドラム缶等に収納することが困難な場合は、収納するまでの間、不燃シートで覆う等の汚染拡大防止及び防火対策を行う。</p> <p>(4) 固体廃棄物の内容物、封入日その他の必要な事項を記録するとともに、ドラム缶等にはこれと照合できる表示をする。</p> <p>(5) 固体廃棄物を払い出す場合は、日本原燃に当該固体廃棄物に関する記録の写しを交付する。</p> <p>2 分析課長は、固体廃棄物の封入及び廃棄の結果について、核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>3 固体廃棄物に異常を発見した者は、第 2 4 条に従い分析課長に通報する。</p>		
<p style="text-align: center;">第 1 0 章 非常時の措置</p> <p>(非常時の組織)</p> <p>第 4 8 条 所長は、六ヶ所保障措置センターの通常組織では対応できない非常時に備え、<u>災害救助又は被害の拡大防止を図るための非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</u></p> <p>2 前項の非常時対策組織には本部を置き、本部長には所長が当たる。ただし、所長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 章 非常時の措置</p> <p>(非常時の計画)</p> <p>第 4 8 条 所長は、六ヶ所保障措置センターの通常組織では対応できない非常時に備え、<u>災害救助又は被害の拡大防止並びに使用施設等の機能を維持するための活動を行うための次に掲げる内容の計画をあらかじめ策定する。</u></p> <p><u>(1) 火災が発生した場合における可燃物管理、公設消防への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動</u></p> <p><u>(2) 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがある場合に採るべき処置に関する事項</u></p> <p><u>(3) 活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること</u></p> <p><u>(4) 活動を行うために必要な資機材に関すること</u></p> <p><u>(5) 活動を行うために必要な体制に関すること</u></p> <p>2 前項の非常時対策組織には本部を置き、本部長には所長が当たる。ただし、所長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 章番号の変更 ・ 所要の見直し⑭ (使用施設の機能の維持するための活動の計画の明確化)
<p>(非常時要員の確保)</p> <p>第 4 9 条 所長は、前条の非常時対策組織に必要な要員を<u>あらかじめ定めておく。</u></p>	<p>(非常時要員の確保)</p> <p>第 4 9 条 所長は、前条の非常時対策組織に必要な要員を<u>確保する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所要の見直し⑮ (記載の適正化)

旧	新	備考
<p>(非常時対応資機材の整備)</p> <p>第50条 所長は、非常時対策組織が活動するに当たって必要な放射線測定器、防護具類、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。</p>	<p>(非常時対応資機材の整備)</p> <p>第50条 所長は、第48条の計画に基づき、非常時対策組織が活動するに当たって必要な放射線測定器、防護具類、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。</p>	<p>・所要の見直し⑯ (記載の適正化)</p>
<p>(通報系統)</p> <p>第51条 所長は、非常時通報系統をあらかじめ定め、職員等及び協力会社等に周知しておく。</p>	<p>(変更なし)</p>	
<p>(通報)</p> <p>第52条 保障措置分析所に係る非常事態の発生又はそのおそれのあることを発見した者は、直ちに通報系統に従い通報する。</p>	<p>(変更なし)</p>	
<p>(非常事態の発令)</p> <p>第53条 所長は、前条の通報を受けた事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常事態を宣言し、非常時対策組織を設置する。</p>	<p>(変更なし)</p>	
<p>(非常事態における活動)</p> <p>第54条 非常時対策組織は、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止に係る防護活動を行う。</p> <p>2 本部長は、前項の防護活動を行うに当たり外部関係機関に協力を要請することが適切と判断した場合は、防護活動の協力を要請する。</p>	<p>(非常事態における活動)</p> <p>第54条 非常時対策組織は、第48条の計画に従い、避難指示、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止に係る防護活動並びに使用施設等の機能の保全を行う。なお、原子力災害対策措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず原子力事業者防災業務計画による。</p> <p>2 本部長は、前項の活動を行うに当たり外部関係機関に協力を要請することが適切と判断した場合は、活動の協力を要請する。</p>	<p>・所要の見直し⑰ (避難指示及び使用施設等の機能の保全を実施すること並びに原子力災害は原子力事業者防災業務計画によることの明確化)</p>
<p>(緊急作業における作業員の選任及び被ばく管理等)</p> <p>第54条の2 所長は、保障措置分析所に災害が発生し又は発生するおそれのある場合、使用設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある施設の損傷が生じた場合など緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。)を別表第20の2に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定に関わらず、線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象が発生した場合は、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。)を別表第20の2に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>3 所長は、前二項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させる場合、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者を選任する。</p> <p>(1)第4項に定める緊急作業に係る教育訓練を受けた上で緊急作業に従事する</p>	<p>(緊急作業における作業員の選任及び被ばく管理等)</p> <p>第54条の2 所長は、保障措置分析所に災害が発生し又は発生するおそれのある場合、使用設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある施設の損傷が生じた場合など緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。)を別表第20に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定に関わらず、線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象が発生した場合は、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思がない旨を書面で申し出た者。)を別表第20に掲げる緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>3 所長は、前二項の緊急作業に放射線業務従事者を従事させる場合、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者を選任する。</p> <p>(1)第4項に定める緊急作業に係る教育訓練を受けた上で緊急作業に従事する</p>	<p>・別表番号の変更</p>

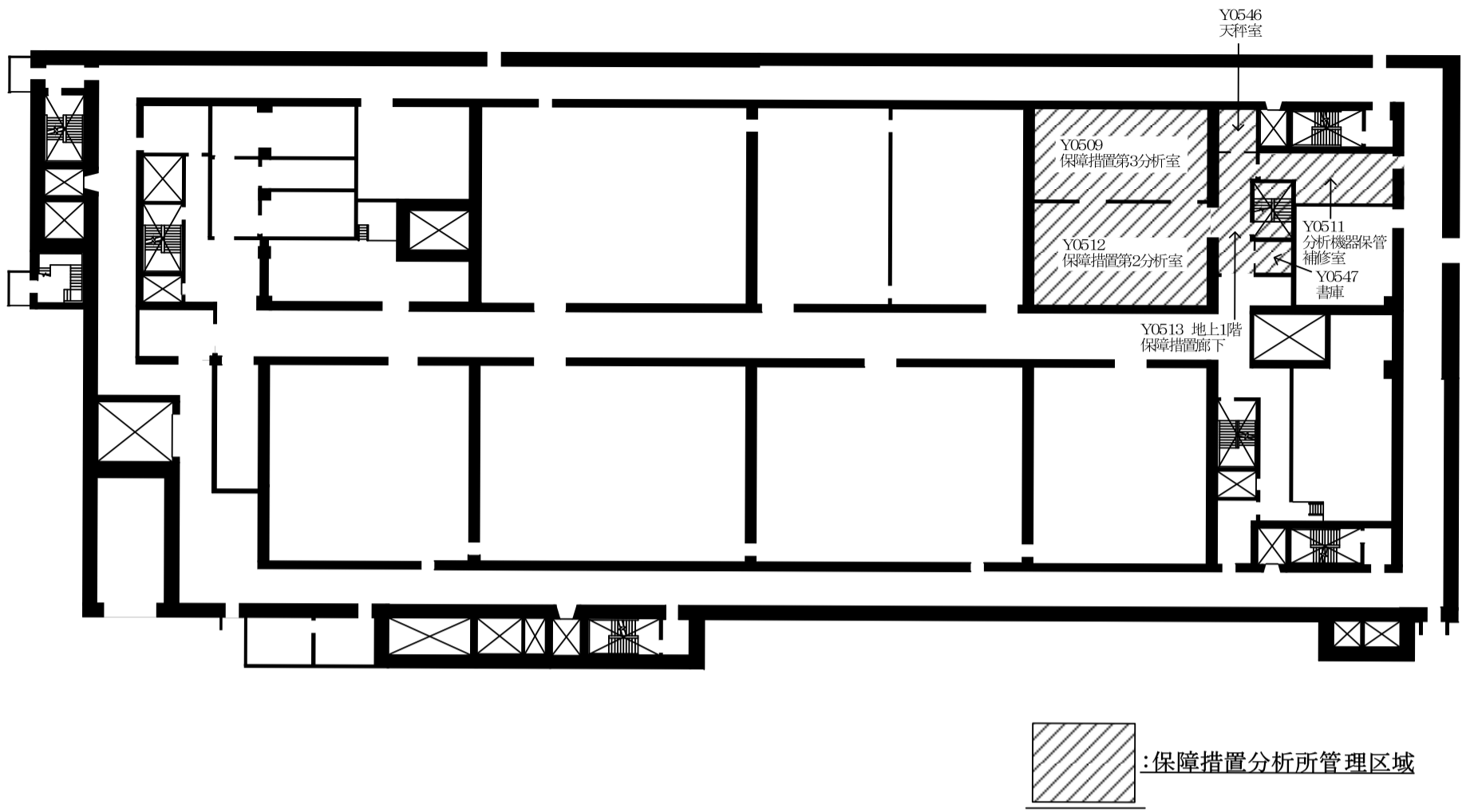
旧	新	備考
<p>意思がある旨を理事長に書面で申し出た者。</p> <p>(2) 第2項の場合にあっては、原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災管理者、副原子力防災管理者又は原子力防災要員の指定を受けた者。</p> <p>4 各課長は、第1項又は第2項の緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、別表第20の3に掲げる教育訓練を実施する。</p> <p>5 各課長は、前項の教育訓練の結果について安全管理課長の確認を受け、所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p> <p>6 部長は、第1項又は第2項の緊急作業を行う必要がある場合は、各課長及び核燃料取扱主務者と協議のうえ緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>7 安全管理課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定・評価（1ヶ月以内ごとに1回）を実施するとともに、緊急作業に従事した期間における被ばく線量が第1項又は第2項に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>8 安全管理課長は、前項の評価の結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該緊急作業に従事した者に通知する。</p> <p>9 管理課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該業務に配置替えの後1月以内ごとに1回、定期的に、及び当該業務から他の業務に配置替えの際又は離職する際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>10 部長は、第6項のただし書の緊急作業を行った場合は、作業終了後速やかに、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>意思がある旨を理事長に書面で申し出た者。</p> <p>(2) 第2項の場合にあっては、原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災管理者、副原子力防災管理者又は原子力防災要員の指定を受けた者。</p> <p>4 各課長は、第1項又は第2項の緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、別表第20の2に掲げる教育訓練を実施する。</p> <p>5 各課長は、前項の教育訓練の結果について安全管理課長の確認を受け、所長及び核燃料取扱主務者へ報告する。</p> <p>6 部長は、第1項又は第2項の緊急作業を行う必要がある場合は、各課長及び核燃料取扱主務者と協議のうえ緊急作業計画を作成し、所長の承認を得る。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>7 安全管理課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定・評価（1ヶ月以内ごとに1回）を実施するとともに、緊急作業に従事した期間における被ばく線量が第1項又は第2項に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>8 安全管理課長は、前項の評価の結果を所長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該緊急作業に従事した者に通知する。</p> <p>9 管理課長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、当該業務に配置替えの後1月以内ごとに1回、定期的に、及び当該業務から他の業務に配置替えの際又は離職する際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>10 部長は、第6項のただし書の緊急作業を行った場合は、作業終了後速やかに、所長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>・前頁から続く</p>
<p>(非常事態の解除)</p> <p>第55条 本部長は、非常事態の原因が除去され、拡大防止等に係る防護活動が終了し、非常事態が収束したと判断した場合は、非常事態の終息、解除を宣言し、非常時対策組織を解散する。</p>	<p>(変更なし)</p>	
<p>(作業又は施設使用の再開)</p> <p>第56条 非常事態が発生したことにより停止した作業又は施設使用の再開は所長が指示する。</p> <p>2 所長は、前項の作業又は施設使用の再開を指示する場合は、あらかじめ安全委員会において保安上の妥当性を審議させる。</p>	<p>(変更なし)</p>	

旧	新	備考
<p style="text-align: center;">第 1 2 章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第 6 7 条 第 5 条に掲げる各職位は、別表第 2 1 に定めるところにより、保安に関する記録を作成し、保存する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第 5 7 条 第 5 条に掲げる各職位は、別表第 2 1 に定めるところにより、保安に関する記録を作成し、保存する。</p>	<p>・条番号の変更</p>
<p>(報告)</p> <p>第 6 8 条 安全管理課長は、核燃料物質の使用等に関する規則（以下、「核燃料使用規則」という。）第 7 条第 1 項に定める<u>放射線管理報告書</u>を作成し、核燃料取扱主務者の審査を受けた後、所長に提出する。</p>	<p>(報告)</p> <p>第 5 8 条 安全管理課長は、核燃料物質の使用等に関する規則（以下、「核燃料使用規則」という。）第 7 条第 1 項に定める<u>放射線管理等報告書</u>を作成し、核燃料取扱主務者の審査を受けた後、所長に提出する。</p>	<p>・条番号の変更 ・所要の見直し^⑱ (記載の適正化)</p>
<p>(事故報告)</p> <p>第 6 9 条 所長は、核燃料使用規則第 6 条の 1 0 に定める事象が発生した場合は、その旨を直ちに理事長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告の後速やかに、次の各号に掲げる事項を明らかにした報告書を作成し、理事長に報告する。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所</p> <p>(2) 状況及び発生に際して採った処置</p> <p>(3) 原因</p> <p>(4) その後の対策及び処置</p> <p>(5) その他、必要な事項</p>	<p>(事故報告)</p> <p>第 5 9 条 所長は、核燃料使用規則第 6 条の 1 0 に定める事象が発生した<u>又はそれに準じる重大な事象が発生した場合</u>は、その旨を直ちに理事長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告の後速やかに、次の各号に掲げる事項を明らかにした報告書を作成し、理事長に報告する。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所</p> <p>(2) 状況及び発生に際して採った処置</p> <p>(3) 原因</p> <p>(4) その後の対策及び処置</p> <p>(5) その他、必要な事項</p>	<p>・条番号の変更 ・所要の見直し^⑲ (法令報告事象に準じる事象の発生した場合における理事長への報告の明確化)</p>
	<p style="text-align: center;">第 1 3 章 情報の共有と公開</p> <p>(情報の共有)</p> <p>第 6 0 条 各課長は、第 8 章の施設管理により保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報に関して、必要に応じて事業者の情報共有の場を活用し、他の使用者と共有するための措置を講じる。</p>	<p>・施設管理の明確化に係る変更^⑩ (保安に関する技術情報に関する情報共有の明確化)</p>
	<p>(不適合の公開)</p> <p>第 6 1 条 品質マネジメントシステム管理責任者は、保安活動による不適合の内容が公開基準に該当する場合、使用施設等の保安の向上を図る観点から不適合の内容をホームページにて公開する。</p>	<p>・品管規則の制定に伴う変更^⑥(不適合の公開の明確化)</p>
<p>(新規)</p>	<p>附 則 (令和 年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p>	<p>・所要の見直し^⑳ (附則の追加)</p>

旧	新	備考
 <p data-bbox="507 1430 1032 1465">別図第1 保安に関する組織 (第4条)</p>	 <p data-bbox="2012 1209 2389 1245">*1 監査時に随時設置する組織</p> <p data-bbox="1427 1430 2377 1465">別図第1 保安活動及び品質マネジメント活動に関する組織 (第5条)</p>	<p data-bbox="2502 264 2733 569">・品管規則の制定に伴う変更②、③ (別図の統合及び品質マネジメントシステム管理責任者の明確化)</p>

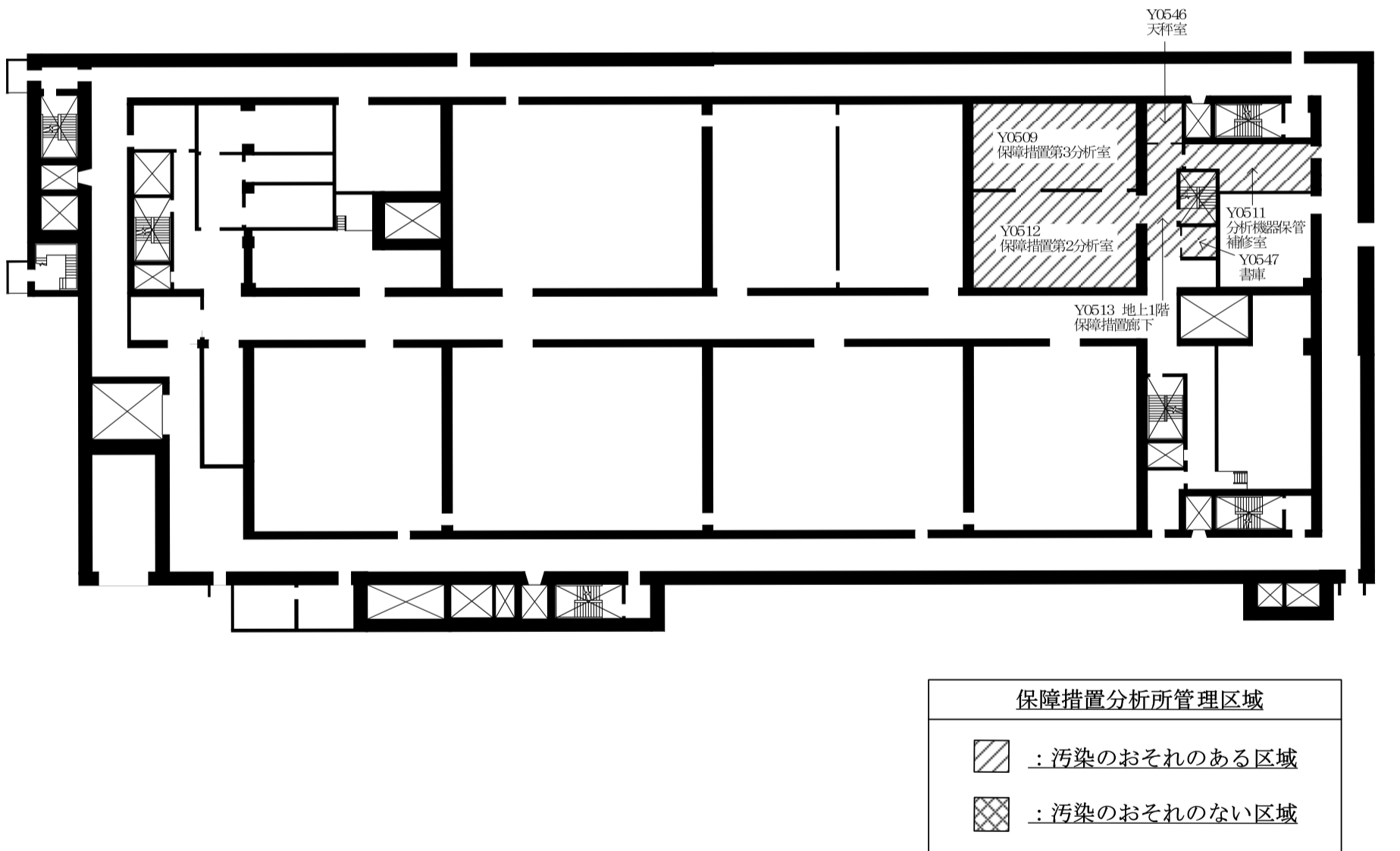
旧	新	備考
<div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">別図第1-1 品質保証活動に関する組織（第4条）</p>	<p>(別図第1と統合。)</p>	<p>・品管規則の制定に伴う変更②、③ (別図の統合及び品質マネジメントシステム管理責任者の明確化)</p>

旧



別図第2-1 分析建屋1階管理区域 (第25条)

新

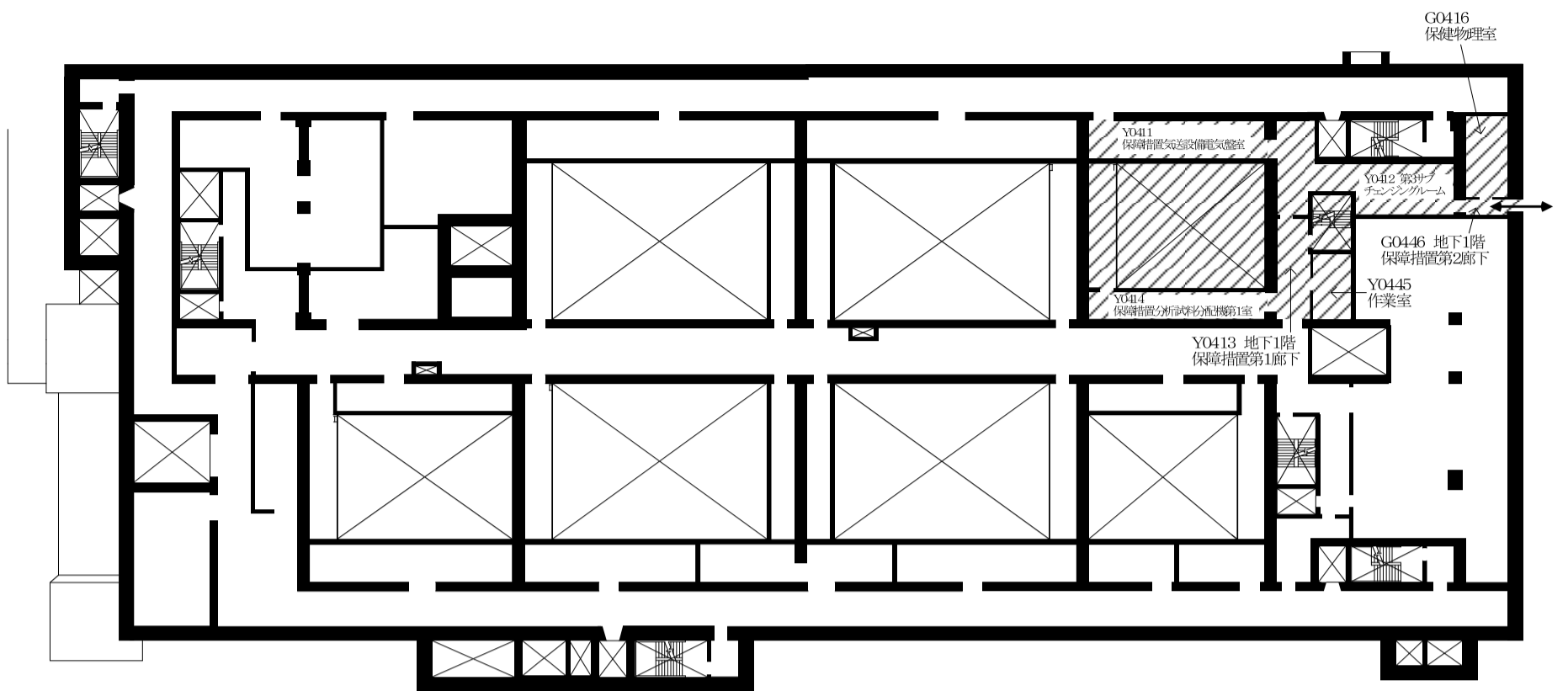




別図第2-1 分析建屋1階管理区域 (第25条)

備考

・管理区域の汚染管理区分の変更及び汚染検査等の変更① (汚染区域区分の明確化)

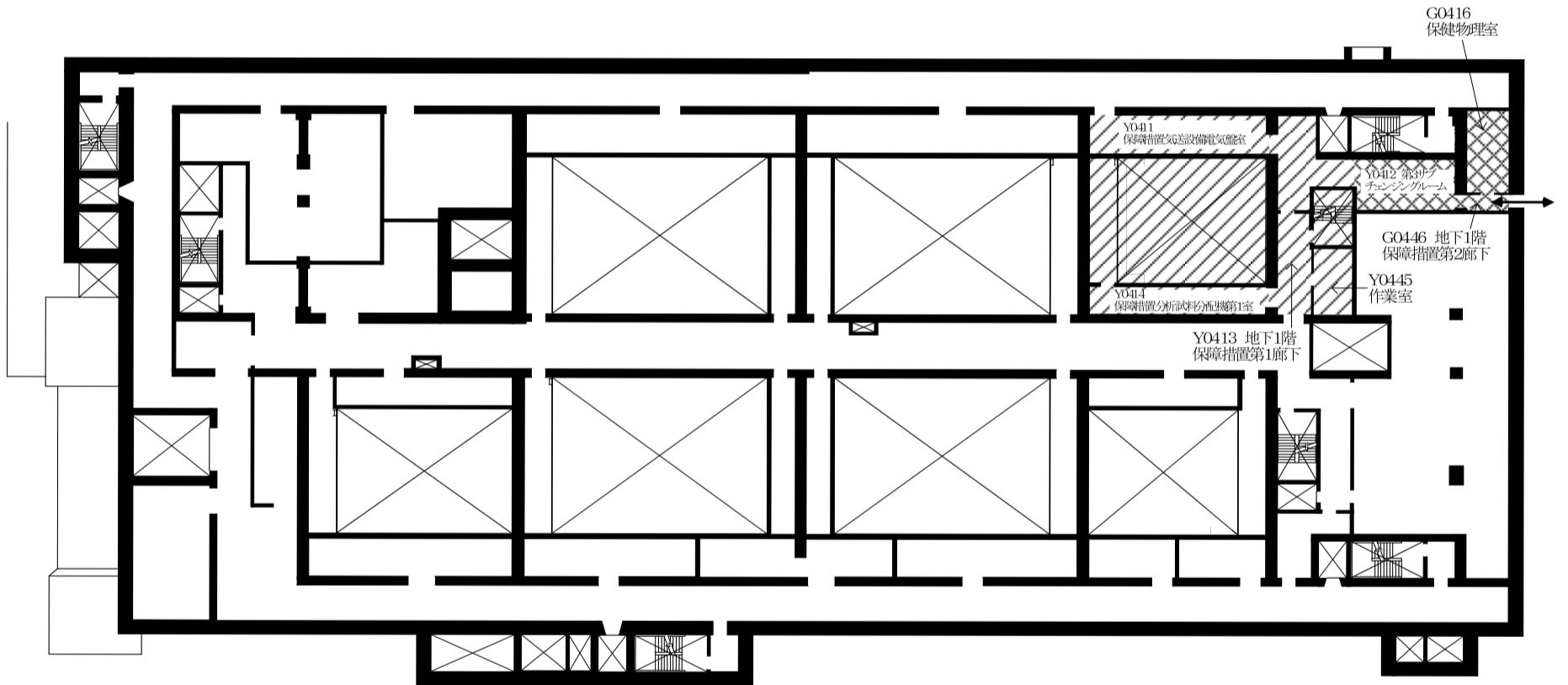
旧

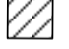




 : 保障措置分析所管理区域
 : 保障措置分析所出入口

別図第2-2 分析建屋地下1階管理区域 (第25条)

新



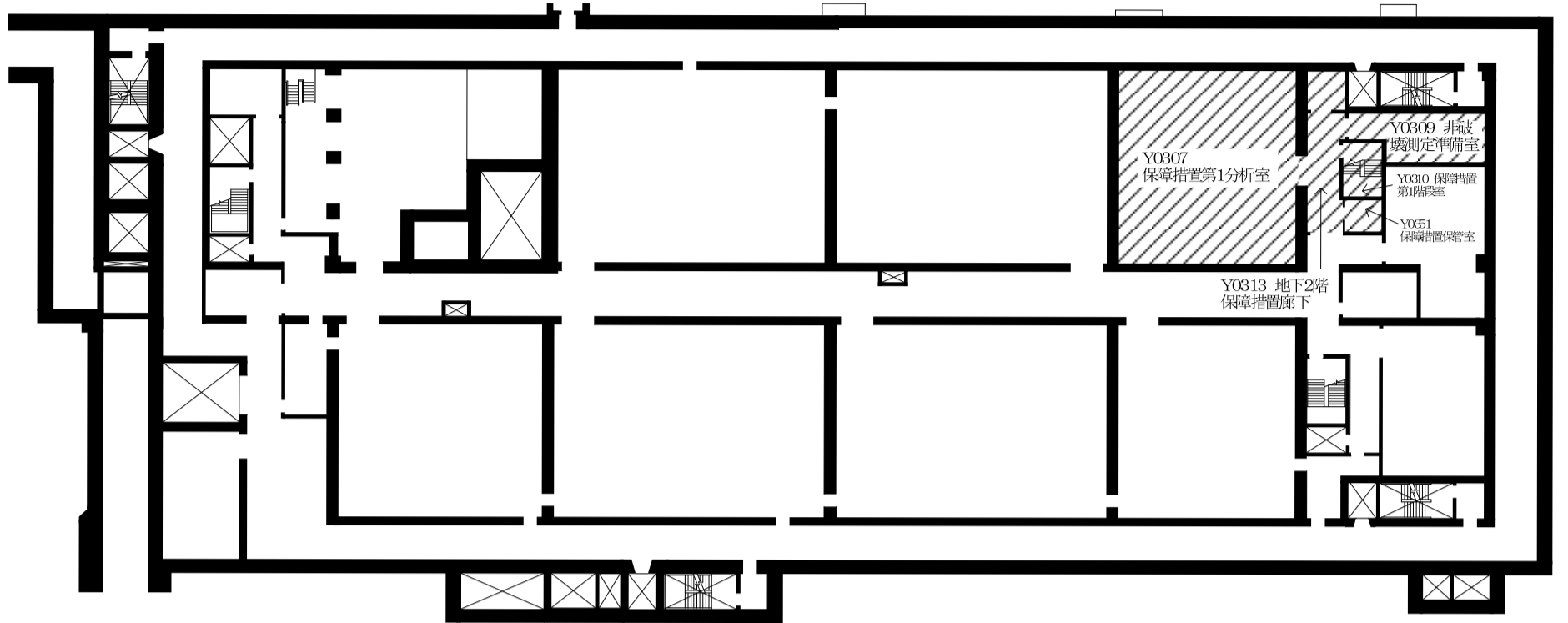
保障措置分析所管理区域
 : 汚染のおそれのある区域
 : 汚染のおそれのない区域
 : 保障措置分析所出入口

別図第2-2 分析建屋地下1階管理区域 (第25条)

備考

・管理区域の汚染管理区分の変更及び汚染検査等の変更① (汚染区域区分の明確化)

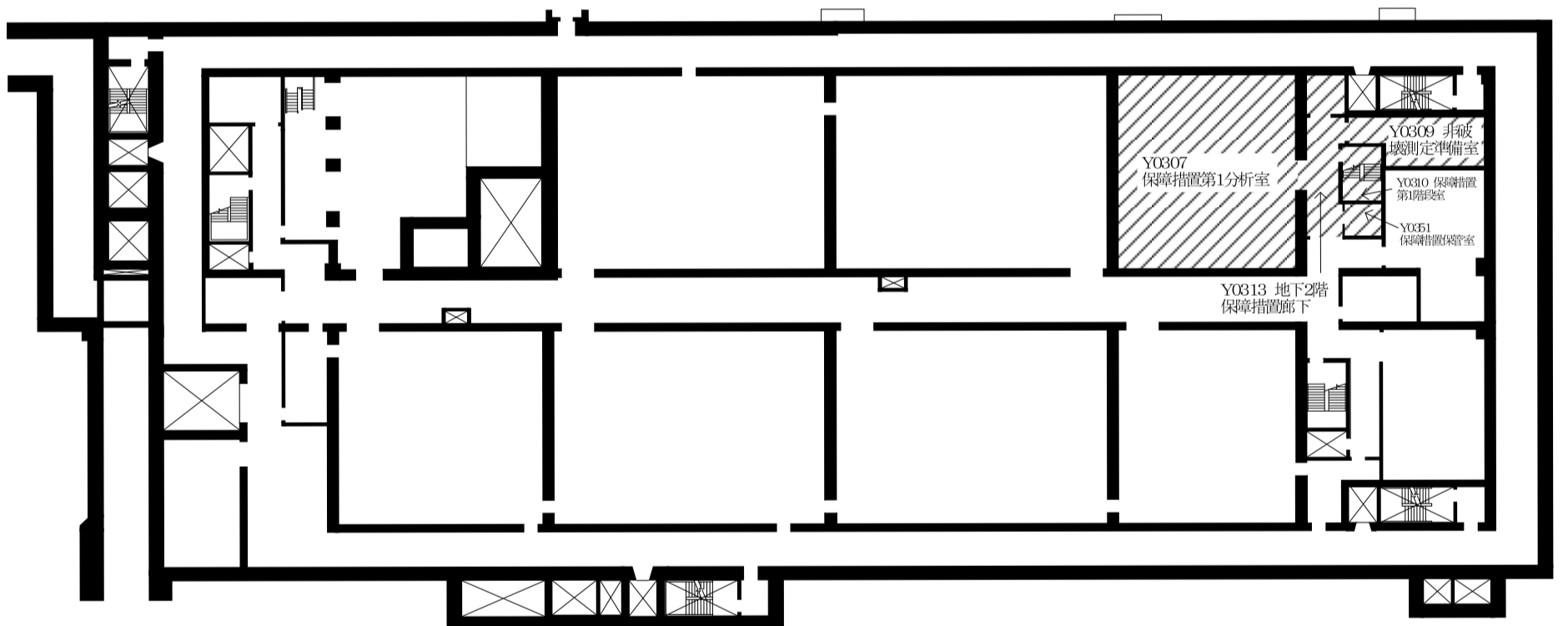
旧




 : 保障措置分析所管理区域


別図第2-3 分析建屋地下2階管理区域 (第25条)

新



保障措置分析所管理区域

 : 汚染のおそれのある区域

 : 汚染のおそれのない区域

別図第2-3 分析建屋地下2階管理区域 (第25条)

備考

・管理区域の汚染管理区分の変更及び汚染検査等の変更① (汚染区域区分の明確化)

旧		新		備考
別図第3 周辺監視区域 (第28条)		(変更なし)		
別表第1 職員等に対する保安教育の実施方針 (第10条)		別表第1 職員等に対する保安教育の実施方針 (第11条)		・その他使用規則の改正に伴う変更 ①(保安教育項目及び内容の記載の適正化)
内容	保安教育項目	保安教育項目	内容	
関係法令及び保安規定に関すること (90分以上)	原子炉規制法及びその関連法令のうち核燃料物質の使用等に係る事項及び保安規定並びに品質保証計画書に関する教育 上記内容の変更に伴い必要な事項に関する教育 (時間数は内容に応じて設定)	関係法令及び保安規定の遵守に関すること (90分以上)	原子炉規制法及びその関連法令のうち核燃料物質の使用等に係る事項及び保安規定並びに品質マネジメントシステムの遵守に関する教育 上記内容の変更に伴い必要な事項に関する教育 (時間数は内容に応じて設定)	
【略】	【略】	【略】	【略】	
異常時・非常時の措置に関すること (60分以上)	異常時の通報連絡、応急措置等に関する教育 非常時対策組織の活動に関する基礎教育 異常時・非常時の措置に関する実務的な教育(訓練を含む)	異常時・非常時に講ずべき処置に関すること (60分以上)	異常時の通報連絡、応急措置等に関する教育 非常時対策組織の活動に関する基礎教育 異常時・非常時の措置に関する実務的な教育(訓練を含む)	
別表第2 協力会社等の職員に対する保安教育の実施方針 (第10条)		別表第2 協力会社等の職員に対する保安教育の実施方針 (第11条)		・同上
保安教育項目 内容	【略】	保安教育項目 内容	【略】	
関係法令及び保安規定に関すること (90分以上)	原子炉規制法及びその関連法令のうち核燃料物質の使用等に係る事項及び保安規定並びに品質保証計画書に関して作業上留意すべき事項	関係法令及び保安規定の遵守に関すること (90分以上)	原子炉規制法及びその関連法令のうち核燃料物質の使用等に係る事項、保安規定及び品質マネジメントシステムの遵守に関すること並びに作業上留意すべき事項	
【略】	【略】	【略】	【略】	
異常時・非常時の措置に関すること (60分以上)	異常時の通報連絡、応急措置等、非常時の対策活動に関する事項	異常時・非常時に講ずべき処置に関すること (60分以上)	異常時の通報連絡、応急措置等、非常時の対策活動に関する事項	
別表第3 保安上特に管理を必要とする設備 (第17条) 【略】		別表第3 保安上特に管理を必要とする設備 (第18条) 【略】		・条番号の変更
別表第4 核的制限値 (第18条) 【略】		別表第4 核的制限値 (第19条) 【略】		・条番号の変更

旧	新	備考										
別表第5 核燃料物質取扱量 (第19条) 【略】	別表第5 核燃料物質取扱量 (第20条) 【略】	・条番号の変更										
別表第6 年間予定使用量 (第19条) 【略】	別表第6 年間予定使用量 (第20条) 【略】	・条番号の変更										
別表第7 負圧等の通常操作条件 (第21条) 【略】	(変更なし)	・条番号の変更										
別表第8 警報装置の作動条件 (第22条) 【略】	(変更なし)	・条番号の変更										
	<p>別表第9 管理区域の区分基準 (第25条)</p> <table border="1" data-bbox="1397 695 2591 1203"> <thead> <tr> <th data-bbox="1397 695 1991 741">区分</th> <th data-bbox="1991 695 2591 741">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1397 741 1991 926">汚染のおそれのある区域</td> <td data-bbox="1991 741 2591 926">空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれがある区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 926 1991 1203">汚染のおそれのない区域</td> <td data-bbox="1991 926 2591 1203">管理区域の出入口から更衣を行う区画及び関連区域であって、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない区域</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	汚染のおそれのある区域	空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれがある区域	汚染のおそれのない区域	管理区域の出入口から更衣を行う区画及び関連区域であって、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない区域	・管理区域の汚染管理区分の変更及び汚染検査等の変更①(汚染区域区分の明確化)				
区分	基準											
汚染のおそれのある区域	空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれがある区域											
汚染のおそれのない区域	管理区域の出入口から更衣を行う区画及び関連区域であって、空気中の放射性物質の濃度の3月間の平均値及び汚染された物の表面の放射性物質の密度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない区域											
	<p>別表第9の2 立入制限区域の設定基準 (第26条)</p> <table border="1" data-bbox="1421 1255 2567 1675"> <thead> <tr> <th data-bbox="1421 1255 1780 1302">区 分</th> <th data-bbox="1780 1255 2567 1302">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1421 1302 1780 1360">外部放射線に係る線量</td> <td data-bbox="1780 1302 2567 1360">線量率が25μSv/hを超える区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1421 1360 1780 1419">空気中の放射性物質濃度</td> <td data-bbox="1780 1360 2567 1419">線量告示第6条(放射線業務従事者に係る濃度限度)第1項第3号に定める濃度を超える区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1421 1419 1780 1587">表面密度</td> <td data-bbox="1780 1419 2567 1587">線量告示に定める表面密度限度を超える区域 ① α線を放出する放射性物質について 4Bq/cm²を超える区域 ② α線を放出しない放射性物質について 40Bq/cm²を超える区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1421 1587 1780 1675">その他</td> <td data-bbox="1780 1587 2567 1675">上記に掲げるほか、六ヶ所検査部長が汚染拡大防止又は被ばく制限をするために必要があると認めた場合</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準	外部放射線に係る線量	線量率が25 μ Sv/hを超える区域	空気中の放射性物質濃度	線量告示第6条(放射線業務従事者に係る濃度限度)第1項第3号に定める濃度を超える区域	表面密度	線量告示に定める表面密度限度を超える区域 ① α 線を放出する放射性物質について 4Bq/cm ² を超える区域 ② α 線を放出しない放射性物質について 40Bq/cm ² を超える区域	その他	上記に掲げるほか、六ヶ所検査部長が汚染拡大防止又は被ばく制限をするために必要があると認めた場合	・所要の見直し①(立入制限区域の基準値の明確化)
区 分	基 準											
外部放射線に係る線量	線量率が25 μ Sv/hを超える区域											
空気中の放射性物質濃度	線量告示第6条(放射線業務従事者に係る濃度限度)第1項第3号に定める濃度を超える区域											
表面密度	線量告示に定める表面密度限度を超える区域 ① α 線を放出する放射性物質について 4Bq/cm ² を超える区域 ② α 線を放出しない放射性物質について 40Bq/cm ² を超える区域											
その他	上記に掲げるほか、六ヶ所検査部長が汚染拡大防止又は被ばく制限をするために必要があると認めた場合											
別表第9 表面密度等の基準 【略】	別表第10 表面密度等の基準 【略】	・別表番号の変更										

旧		新		備考			
別表第10	管理区域内における線量率等の測定（第35条） 【略】	別表第11	管理区域内における線量率等の測定（第35条） 【略】	・別表番号の変更			
別表第11	周辺監視区域境界付近における線量率の測定（第35条） 【略】	別表第12	周辺監視区域境界付近における線量率の測定（第35条） 【略】	・別表番号の変更			
別表第12	線量の評価項目及び頻度（第36条） 【略】	別表第13	線量の評価項目及び頻度（第36条） 【略】	・別表番号の変更			
別表第13	放射線業務従事者に係る線量限度（第36条） 【略】	別表第14	放射線業務従事者に係る線量限度（第36条） 【略】	・別表番号の変更			
別表第14 放射線測定機器（第37条）		別表第15 放射線管理設備（第37条）		・施設管理の明確化に係る変更③（施設管理の明確化に伴い点検頻度を削る。）			
放射線測定機器	数量	用途等	点検頻度		放射線管理設備	数量	用途等
排気ダストモニタ （ α 線検出器/ β 線検出器）	4台	排気中の放射性物質の監視	第39条に基づく施設定期自主検査として実施	排気ダストモニタ （ α 線検出器/ β 線検出器）	4台	排気中の放射性物質の監視	1回/年
α 線ダストモニタ	3台	空気中の放射性物質の監視		α 線ダストモニタ	3台	空気中の放射性物質の監視	
β 線ダストモニタ	1台	空間の線量当量率の監視		β 線ダストモニタ	1台	空間の線量当量率の監視	
γ 線エリアモニタ	4台			γ 線エリアモニタ	4台		
中性子線エリアモニタ	1台	管理区域退出時の汚染検査		中性子線エリアモニタ	1台	管理区域退出時の汚染検査	
エアスニファ	11台	空気中の放射性物質の採取	エアスニファ	11台	空気中の放射性物質の採取		
放射能測定装置	1台以上	放射線管理用試料の測定	1回/年	放射能測定装置	1台以上	放射線管理用試料の測定	1回/年
サーベイメータ	3台以上	線量当量率（ γ （ β ）線）の測定	1回/年	サーベイメータ	3台以上	線量当量率（ γ （ β ）線）の測定	1回/年
電離箱サーベイメータ		線量当量率（中性子線）の測定		電離箱サーベイメータ		線量当量率（中性子線）の測定	
中性子線用サーベイメータ		表面汚染の検査		中性子線用サーベイメータ		表面汚染の検査	
α 線用サーベイメータ		〃		α 線用サーベイメータ		〃	
GMサーベイメータ		〃		GMサーベイメータ		〃	
α ・ β 線用サーベイメータ	4台以上			α ・ β 線用サーベイメータ	4台以上		
別表第15	巡視点検（第38条） 【略】	別表第15の2	巡視点検（第38条の2） 【略】	・条番号及び別表番号の変更			

旧			新			備考
別表第16 施設定期自主検査(第39条)			別表第15の3 定期的な点検(第38条の4)			・施設管理の名医各課に係る変更⑦ (点検項目の追加及び警報作動の対象除外であることの明確化)
設備等	検査項目	実施担当	設備等	点検項目	実施担当	
分析セル・グローブボックス 負圧警報装置 温度警報装置	警報作動	分析課長	分析セル・グローブボックス 負圧警報装置 温度警報装置	警報作動	分析課長	
フード	流入風速		フード	流入風速		
液体廃棄設備	系統確認		液体廃棄設備	系統確認		
建屋換気	差圧確認		建屋換気	差圧確認		
放射線管理設備 排気ダストモニタ α線ダストモニタ β線ダストモニタ γ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ ハンドフットクロスモニタ	校正 警報作動	安全管理課長	放射線管理設備 排気ダストモニタ α線ダストモニタ β線ダストモニタ γ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ ハンドフットクロスモニタ <u>エアスニファ</u> <u>放射能測定装置</u> <u>サーベイメータ</u>	校正 警報作動※	安全管理課長	
			※エアスニファ、放射能測定装置及びサーベイメータを除く。			
別表第17 核物質保管室の最大貯蔵量(第42条) 【略】			別表第16 核物質保管室の最大貯蔵量(第42条) 【略】			・別表番号の変更
別表第18 排気ダストモニタの警報作動条件(第45条) 【略】			別表第17 排気ダストモニタの警報作動条件(第45条) 【略】			・別表番号の変更
別表第19 排気中の放射性物質の管理目標値(第45条) 【略】			別表第18 排気中の放射性物質の管理目標値(第45条) 【略】			・別表番号の変更
別表第20 液体廃棄物の管理目標値(第46条) 【略】			別表第19 液体廃棄物の管理目標値(第46条) 【略】			・別表番号の変更
別表第20の2 緊急作業に係る線量限度(第54条の2) 【略】			別表第20 緊急作業に係る線量限度(第54条の2) 【略】			・別表番号の変更
別表第20の3 緊急作業に係る教育訓練(第54条の2) 【略】			別表第20の2 緊急作業に係る教育訓練(第54条の2) 【略】			・別表番号の変更

旧					新					備考
別表第21 保安に関する記録(第67条) (1) 核燃料使用規則第2条の11及び第2条の12に定める記録					別表第21 保安に関する記録(第57条) (1) 核燃料使用規則第2条の11及び第2条の12に定める記録					<ul style="list-style-type: none"> ・その他使用規則の改正に伴う変更 ②(使用規則の改正に伴う記録の見直し)
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 施設検査の記録 法第55条の2第1項の規定による検査の結果	検査の都度	検査を受検した職位	検査を受検した職位	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	1. 使用施設等の施設管理記録					
					(イ) 使用前確認の結果	確認の都度	設備を所管する職位	設備を所管する職位	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	
					(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度			施設管理を実施した使用施設等を解体又は廃棄した後五年が経過するまでの期間	
					(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を行った職位	評価を行った職位	評価を実施した施設管理方針、施設管理の目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
2. 放射線管理記録					2. 放射線管理記録					
【略】					【略】					

旧					新					備考	
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間		
3. 保守記録					<u>(削除)</u>						
(イ) 保障措置分析所の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	分析課長	分析課長	1年間							
(ロ) 保障措置分析所の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	修理を実施した職位	修理を実施した職位								
(ハ) 保障措置分析所の定期的な自主検査の結果	検査の都度	検査を実施した職位	検査を実施した職位	同一事項に関する次の検査のときまでの期間							
4. 警報装置から発せられた警報の内容	核燃料物質使用の変更の許可申請書に記載の警報設備の警報吹鳴の都度※	設備を所管する職位	設備を所管する職位	1年間	3. 警報装置から発せられた警報の内容	核燃料物質使用の変更の許可申請書に記載の警報設備の警報吹鳴の都度※	設備を所管する職位	設備を所管する職位	1年間		
5. 保障措置分析所の事故記録					4. 保障措置分析所の事故記録						
【略】					【略】						
6. 保安教育の記録					5. 保安教育の記録						
【略】					【略】						
7. 品質保証計画	策定及び改定の都度	品質保証責任者	品質保証責任者	次の改定の後3年間	6. 品質管理規則第三条第三項に規定する品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の策定及び変更の都度	品質マネジメントシステム管理責任者	品質マネジメントシステム管理責任者	当該文書又は記録の作成又は変更後三年が経過するまでの期間		

※検査、点検、保守工事、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で明らかに異常ではないものは除く。

※検査、点検、保守工事、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で明らかに異常ではないものは除く。

旧					新					備考
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
8. その他の記録 保安規定の遵守状況 の検査の記録	検査の都度	安全管理課 長	安全管理課 長	1年間	(削除)					

「品質マネジメントシステム」

1 一般

1.1 目的

公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター（以下「六ヶ所センター」という。）の使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制は、六ヶ所保障措置分析所の安全を確保するため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、品質マネジメントシステムとして構築し原子力の安全を確保することを目的とする。

1.2 定義

第4条における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従うものとする。

- (1) 「保安に係る組織」とは、六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。
- (2) 「職員」とは、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う六ヶ所センターの役員、職員、参事及び契約職員をいう。

2 品質マネジメントシステム

2.1 品質マネジメントシステムに係る一般事項

- (1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。
- (2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。
 - ① 使用施設等、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
 - ② 使用施設等若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
 - ③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響
- (3) 保安に係る組織は、使用施設等に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他

- 品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。
- (4) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
- ① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定める。
 - ② プロセスの順序及び相互の関係を明確に定める。
 - ③ プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。
 - ④ プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。
 - ⑤ プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
 - ⑥ プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずる。
 - ⑦ プロセス及び保安に係る組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
 - ⑧ 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。
- (5) 保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。
- (6) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。
- (7) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

2.2 品質マネジメントシステムの文書化

保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

- (1) 品質方針及び品質目標
- (2) 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「保安品質マニュアル」という。）

- (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書
- (4) 品質管理基準規則に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

2.3 保安品質マニュアル

保安に係る組織は、保安品質マニュアルに、次に掲げる事項を定める。

- (1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- (3) 品質マネジメントシステムの適用範囲
- (4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- (5) プロセスの相互関係

2.4 文書の管理

- (1) 保安に係る組織は、品質マネジメント文書を管理する。
- (2) 保安に係る組織は、職員（保安活動を実施する者）が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。
 - ① 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。
 - ② 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たりその妥当性を審査し、改訂を承認する。
 - ③ 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部署の職員を参画させる。
 - ④ 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。
 - ⑤ 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。
 - ⑥ 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。
 - ⑦ 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。
 - ⑧ 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。

2.5 記録の管理

- (1) 保安に関する組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。
- (2) 保安に係る組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。

3 経営責任者等の責任

3.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って、品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

- (1) 品質方針を定める。
- (2) 品質目標が定められているようにする。
- (3) 職員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。
- (4) マネジメントレビューを実施する。
- (5) 資源が利用できる体制を確保する。
- (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、職員に周知する。
- (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを職員に認識させる。
- (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

3.2 原子力の安全の確保の重視

理事長は、保安に係る組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

3.3 品質方針

理事長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。

- (1) 保安に係る組織の目的及び状況に対して適切なものであること。
- (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に理事長が責任を持って関与すること。
- (3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
- (4) 職員に周知され、理解されていること。
- (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に理事長が責任を持って関与すること。

3.4 品質目標

- (1) 理事長は、六ヶ所センターにおいて、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。
- (2) 理事長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。

3.5 品質マネジメントシステムの計画

- (1) 理事長は、品質マネジメントシステムが2.1品質マネジメントシステムに係る一般事項に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。
- (2) 理事長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。
 - ① 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果
 - ② 品質マネジメントシステムの実効性の維持
 - ③ 資源の利用可能性
 - ④ 責任及び権限の割当て

3.6 責任及び権限

理事長は、六ヶ所センターの各部署及び職員の責任及び権限並びに部署間の業務の手順を定めさせ、関係する職員が責任を持って業務を遂行できるようにする。

3.7 品質マネジメントシステム管理責任者

理事長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。
- (2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について理事長に報告する。
- (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。
- (4) 関係法令を遵守する。

3.8 管理者

(1) 理事長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。

- ① 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。
 - ② 職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。
 - ③ 個別業務の実施状況に関する評価を行う。
 - ④ 健全な安全文化を育成し、及び維持する。
 - ⑤ 関係法令を遵守する。
- (2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
- ① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。
 - ② 職員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。
 - ③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する職員に確実に伝達する。
 - ④ 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を職員に定着させるとともに、職員が、使用施設等の保安に関する問題の報告を積極的に行えるようにする。
 - ⑤ 職員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。
- (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。

3.9 組織の内部の情報の伝達

理事長は、保安に係る組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。

3.10 マネジメントレビュー

理事長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。

3.11 マネジメントレビューに用いる情報

保安に係る組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

- (1) 内部監査の結果
- (2) 組織の外部の者の意見
- (3) プロセスの運用状況
- (4) 使用前検査及び自主検査等の結果
- (5) 品質目標の達成状況
- (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況
- (7) 関係法令の遵守状況
- (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況
- (9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
- (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- (11) 部署又は職員からの改善のための提案
- (12) 資源の妥当性
- (13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性

3.12 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

- (1) 保安に係る組織は、マネジメントレビューの結果を受けて少なくとも、次に掲げる事項について決定する。
 - ① 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善
 - ② 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
 - ③ 品質マネジメントシステムの実行性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - ④ 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善

⑤ 関係法令の遵守に関する改善

- (2) 保安に係る組織は、マネジメントレビュー結果の記録を作成し、これを管理する。
- (3) 保安に係る組織は、(1) の決定をした事項について、必要な措置を講じる。

4 資源の管理

4.1 資源の確保

保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするため必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。

- (1) 職員
- (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系
- (3) 作業環境
- (4) その他必要な資源

4.2 職員の力量の確保及び教育訓練

- (1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を職員に充てる。
- (2) 保安に係る組織は、職員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。
 - 1) 職員にどのような力量が必要かを明確に定める。
 - 2) 職員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずる。
 - 3) 2) の措置の実効性を評価する。
 - 4) 職員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。
 - ① 品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - ② 品質マネジメントシステムの実行性を維持するための自らの貢献
 - ③ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
 - 5) 職員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。

5 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

5.1 個別業務に必要なプロセスの計画

- (1) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて個別業務に必要なプロセスについて、計画（以下、「個別業務計画」という。）を策定するとともに、そのプロセスを確立する。
- (2) 保安に係る組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。
- (3) 保安に係る組織は、個別業務計画の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。
 - ① 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
 - ② 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項
 - ③ 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源
 - ④ 使用前検査、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）
 - ⑤ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
- (4) 保安に係る組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。

5.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

保安に係る組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。

- (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
- (2) 関係法令
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項

5.3 個別業務等要求事項の審査

- (1) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
- (2) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
 - ① 当該個別業務等要求事項が定められていること。

- ② 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
- ③ 組織があらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
- (3) 保安に係る組織は、(1) の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (4) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

5.4 組織の外部の者との情報の伝達等

保安に係る組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。

5.5 設計開発計画

- (1) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、設計開発（専ら使用施設等において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。
- (2) 保安に係る組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
 - ① 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - ② 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - ③ 設計開発に係る部署及び職員の責任及び権限
 - ④ 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (3) 保安に係る組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
- (4) 保安に係る組織は、(1) により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

5.6 設計開発に用いる情報

- (1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
 - ① 機能及び性能に係る要求事項

- ② 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
 - ③ 関係法令
 - ④ その他設計開発に必要な要求事項
- (2) 保安に係る組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

5.7 設計開発の結果に係る情報

- (1) 保安に係る組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
- (2) 保安に係る組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
- (3) 保安に係る組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
- ① 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
 - ② 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
 - ③ 合否判定基準を含むものであること。
 - ④ 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

5.8 設計開発レビュー

- (1) 保安に係る組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。
- ① 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
 - ② 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
- (2) 保安に係る組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部署の代表者及び必要に応じ当該設計開発に係る専門家を参加させる。
- (3) 保安に係る組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

5.9 設計開発の検証

- (1) 保安に係る組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。
- (2) 保安に係る組織は、(1)の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (3) 保安に係る組織は、当該設計開発を行った職員に(1)の検証をさせない。

5.10 設計開発の妥当性確認

- (1) 保安に係る組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。
- (2) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
- (3) 保安に係る組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

5.11 設計開発の変更の管理

- (1) 保安に係る組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- (2) 保安に係る組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
- (3) 保安に係る組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が使用施設等に及ぼす影響の評価(当該使用施設等を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。
- (4) 保安に係る組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

5.12 調達プロセス

- (1) 保安に係る組織は、調達物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。
- (2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合におい

て、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。

- (3) 保安に係る組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
- (4) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
- (5) 保安に係る組織は、(3) の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (6) 保安に係る組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（使用施設等の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

5.1.3 調達物品等要求事項

- (1) 保安に係る組織は、保安上重要な設備・機器に係る調達物品等に関する情報に、次に掲げる要求事項のうち、該当するものを含める。
 - ① 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
 - ② 調達物品等の供給者の職員の力量に係る要求事項
 - ③ 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - ④ 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項
 - ⑤ 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
 - ⑥ 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - ⑦ その他調達物品等に必要な要求事項
- (2) 保安に係る組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前検査その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
- (3) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
- (4) 保安に係る組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

5.1.4 調達物品等の検証

- (1) 保安に係る組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
- (2) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

5.1.5 個別業務の管理

保安に係る組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。

- (1) 使用施設等の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。
- (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- (5) 監視測定を実施していること。
- (6) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

5.1.6 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

- (1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。
- (2) 保安に係る組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
- (3) 保安に係る組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
- (4) 保安に係る組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。
 - ①当該プロセス審査及び承認のための判定基準
 - ②妥当性確認に用いる設備の承認及び職員の力量を確認する方法
 - ③妥当性確認の方法

5.17 識別管理

保安に係る組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。

5.18 トレーサビリティの確保

保安に係る組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

5.19 組織の外部の者の物品

保安に係る組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。

5.20 調達物品の管理

保安に係る組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。

5.21 監視測定のための設備の管理

- (1) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
- (2) 保安に係る組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
- (3) 保安に係る組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
 - ① あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。
 - ② 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
 - ③ 所要の調整がなされていること。
 - ④ 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
 - ⑤ 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。

- (4) 保安に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
- (5) 保安に係る組織は、(4) の場合において、当該監視測定のための設備及び(4) の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
- (6) 保安に係る組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (7) 保安に係る組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

6 評価及び改善

6.1 監視測定、分析、評価及び改善

- (1) 保安に係る組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。
- (2) 保安に係る組織は、職員が(1) の監視測定の結果を利用できるようにする。

6.2 組織の外部の者の意見

- (1) 保安に係る組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
- (2) 保安に係る組織は、(1) の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

6.3 内部監査

- (1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じてあらかじめ定められた間隔で客観的な評価を行う職員その他の体制により、内部監査を実施する。
 - ① 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - ② 実効性のある実施及び実効性の維持
- (2) 保安に係る組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。

- (3) 保安に係る組織は、内部監査の対象となり得る部署、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
- (4) 保安に係る組織は、内部監査を行う職員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
- (5) 保安に係る組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
- (6) 保安に係る組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。
- (7) 保安に係る組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 保安に係る組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

6.4 プロセスの監視測定

- (1) 保安に係る組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。
- (2) 保安に係る組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) 保安に係る組織は、(1)の方法により、プロセスが3.5(1)品質マネジメントシステム及び5.1(1)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができることを実証する。
- (4) 保安に係る組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
- (5) 保安に係る組織は、3.5(1)品質マネジメントシステムの計画及び5.1(1)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

6.5 機器等の検査等

- (1) 保安に係る組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前検査又は自主検査等を実施する。
- (2) 保安に係る組織は、使用前検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。
- (3) 保安に係る組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った職員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
- (4) 保安に係る組織は、個別業務計画に基づく使用前検査又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ職員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
- (5) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前検査を当該機器等を担当する職員以外の職員とすること、その他の方法により独立性を確保する。
- (6) 保安に係る組織は、自主検査等について必要に応じて(5)を準用する。

6.6 不適合の管理

- (1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。
- (2) 保安に係る組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。
- (3) 保安に係る組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
 - ① 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。
 - ② 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う（以下「特別採用」という。）。
 - ③ 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。
 - ④ 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。
- (4) 保安に係る組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。

(5) 保安に係る組織は、(3) ①の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。

6.7 データの分析及び評価

(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。

(2) 保安に係る組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。

- ① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
- ② 個別業務等要求事項への適合性
- ③ 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）
- ④ 調達物品等の供給者の供給能力

6.8 継続的な改善

保安に係る組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

6.9 是正処置等

(1) 保安に係る組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。

- 1) 是正処置を講じる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。
 - ① 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化
 - ② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
- 2) 必要な是正処置を明確にし、実施する。
- 3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。
- 4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措

置を変更する。

- 5) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。
 - 6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。
 - 7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。
- (2) 保安に係る組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。
- (3) 保安に係る組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。

6.10 未然防止処置

- (1) 保安に係る組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。
- ① 起こり得る不適合及びその原因について調査する。
 - ② 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。
 - ③ 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。
 - ④ 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。
 - ⑤ 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。
- (2) 保安に係る組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。